

(仮称) 第1中央生涯活動センター  
基本構想・基本計画 (案)

令和3年3月

熊谷市



## 目次

### ●基本構想

#### 第一章 状況と課題の整理

第一節 計画策定の趣旨と背景	4
1 趣旨	4
2 背景	4
第二節 熊谷市の概要	5
1 熊谷市の概要	5
2 集約対象施設	9
(1) 市民活動支援センター	
(2) 中央公民館	
(3) 障害福祉会館	
(4) 商工会館	
3 将来的に機能移転する施設	11
(1) 肥塚公民館	
(2) 熊谷東公民館	
(3) 桜木公民館	
(4) 箱田高齢者・児童ふれあいセンター	
4 施設の位置	14
第三節 既存施設の現状と課題	15
現状（役割・整備の概要）	
課題（老朽化の概要・施設を取り巻く課題）	
個別施設計画における位置付け	
1 市民活動支援センター	15
2 中央公民館	15
3 障害福祉会館	16
4 老人憩の家（箱田高齢者・児童ふれあいセンター）	17
5 商工会館	18
第四節 既存施設の利用状況	19
第五節 状況と課題のまとめ	19
第六節 市民のニーズ	20
1 市民のニーズをつかんだ新たな魅力づくり	20
2 アンケート調査結果より	20

#### 第二章 基本構想

第一節 (仮称)第1中央生涯活動センターの基本方針	22
1 基本コンセプト	22
2 建設の目的と理念	22
3 目指すべき生涯活動施設のあり方	22
4 目指すべき機能融合のあり方	22
第二節 施設整備基本方針	23
第三節 建設用地の検討	24
1 建設候補地の選定	24
2 建設候補地の概要	25
3 建設用地の選定	26

第四節	建設用地における課題	26
1	敷地内建物及び附属施設の配置検討	26
2	駐車スペースの確保	27
3	日影規制	28
第五節	市における位置付け	30
1	熊谷市総合振興計画における位置付け	30
2	事業手法等	30
3	主要事業スケジュール	31
●基本計画		
第一章	施設機能・規模の検討	
第一節	施設機能の検討	33
1	新施設のコcept	33
2	サービス棚卸表	34
第二節	施設機能・規模の検討	37
1	公民館部分	37
2	複合部分	37
3	その他	37
4	施設整備案	37
第二章	施設計画と空間構成	
第一節	施設計画の留意点	43
第二節	施設配置	43
第三節	空間構成	43
第四節	構造計画	44
1	構造性能	44
2	主体構造	44
3	基礎	44
第五節	施設イメージ	45
	《参考資料》	46

## 基本構想

## 第一章 状況と課題の整理

### 第一節 計画策定の趣旨と背景

#### 1 趣旨

人口減少や少子高齢社会の急速な進行による社会情勢の変化は、まちの活性化や行財運営のみならず、市民の生活様式に大きく影響していくことが見込まれます。

このような多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを推進し、自立性が高く持続できる魅力ある都市を目指すため、第2次熊谷市総合振興計画（2018年-2027年）が策定されました。この計画におけるリーディング・プロジェクトとして、「アセットマネジメントの推進」が位置付けられています。

プロジェクトの推進にあたっては、健康で文化的な市民生活及び行政サービスの水準を確保しつつ、次世代の負担軽減を図るとともに、安全・安心かつ便利で快適な人の交流が生まれ、活気のあるまちづくりを行うものとしており、既存の公共施設について、効率的かつ効果的な整理統合の推進により、施設そのものの機能向上を図りながら利用者の利便性を確保していきます。

また、同計画内における「魅力ある生涯学習事業を充実させる（政策7 施策3）」及び「市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する（政策8 施策1）」の考え方にに基づき、多様なニーズに対応した生涯活動の情報やその活動場所、市民が主体となった社会貢献活動や地域密着サービスを提供するなど、新たな魅力のある居心地の良い環境の複合施設の整備に取り組むこととしています。

『（仮称）第1中央生涯活動センター基本構想』は、新施設の整備に関し、確保すべき機能の方向性やコンセプト、導入機能などの基本的な考え方を示すものです。

#### 2 背景

本市では、少子高齢化や公共施設の老朽化を踏まえて、平成23年度から公共施設のマネジメントに取り組んでおり、集約化、複合化及び関係機関との連携強化を図ることで、維持管理コストの縮減を目指しております。

公共施設の中には耐用年限が迫っているものの、大規模修繕を行って更新することが最善ではない建物も多く、また、趣旨のとおり、生涯活動の拠点として多くの市民に利用されている施設についても、さらなる利便性の向上が求められております。

そのため、現在の施設のみを利用し続けるのではなく、市民の生涯活動の機会拡充を促し、生涯活動への高いニーズに応えるための十分な機能とサービス体制を整えた拠点施設と整備計画を推進していく必要があると考えられます。

そこで、令和元年度において「熊谷市個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）等を基に施設の再編を行うこととし、市民ワークショップやアンケートの結果等を踏まえながら、利用者の世代が限定された施設や、単純に機能移転した施設ではなく、多世代にわたる市民交流を可能とした、新たな総合的な活動の創出をもって市民の生涯活動の場に資する施設の整備を検討していきます。

## 第二節 熊谷市の概要

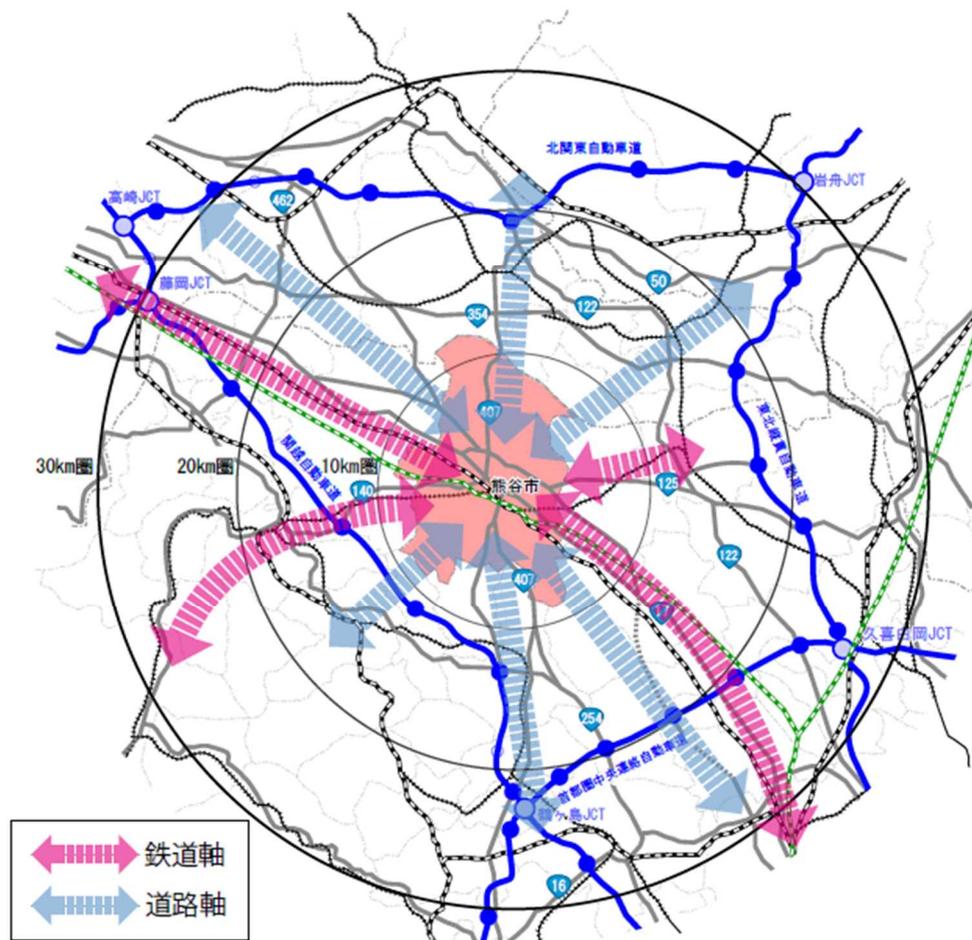
### 1 熊谷市の概要

#### (1) 位置・地勢

本市は、関東平野の中央、埼玉県北部に位置し、東西に約 14km、南北に約 20km、面積 159.82k m<sup>2</sup>であり、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。東京都心までは、50～70km 圏にあります。

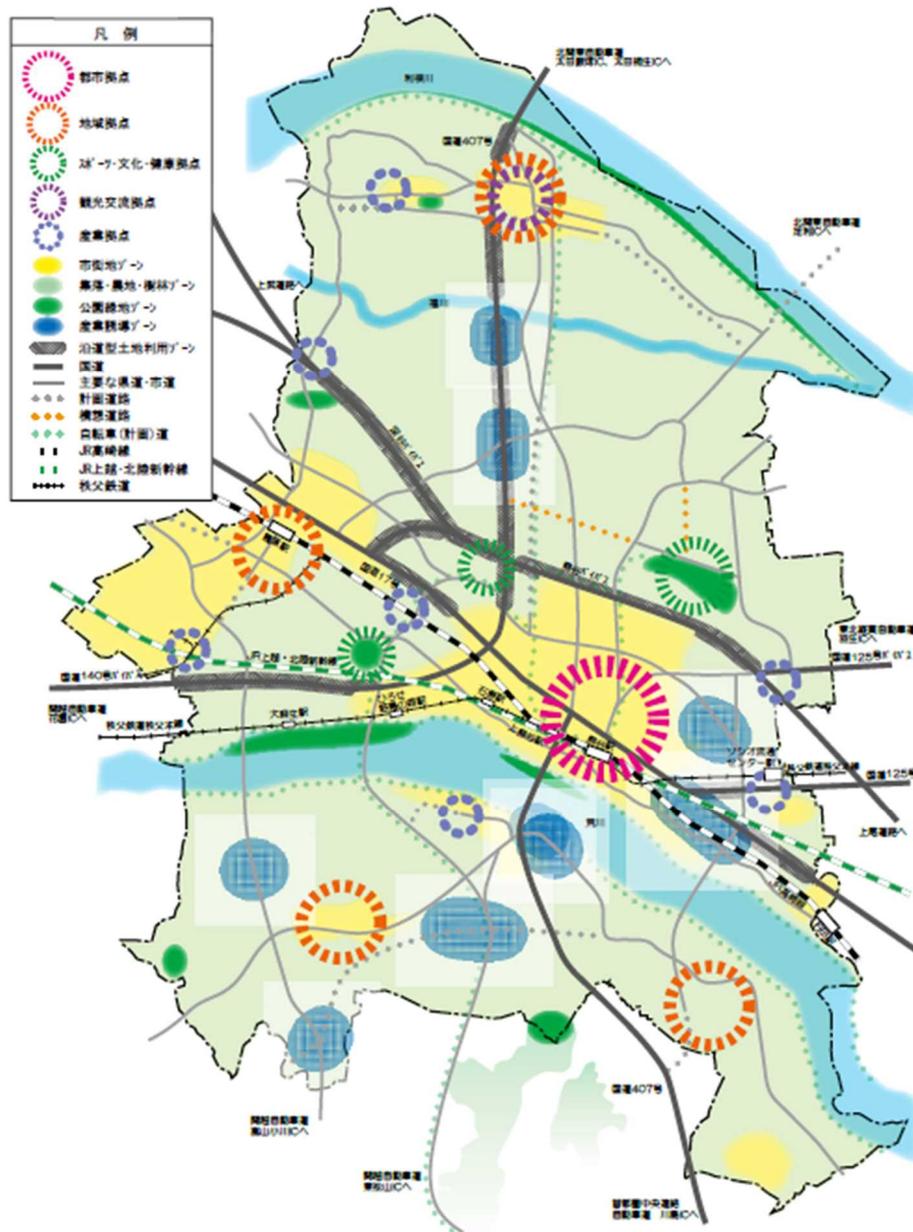
市の南部に荒川が流れ、北部に利根川が流れています。市域のほとんどが平坦な地形ですが、荒川右岸は、比企丘陵の北縁に当たり少し標高が高くなっています。

#### ■ 広域連携図



出典：第2次熊谷市総合振興計画（前期基本計画）

■将来都市像図



出典：第2次熊谷市総合振興計画（前期基本計画）

(2) 交通

ア 道路ネットワーク

本市を取り囲む、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び北関東自動車道の各インターチェンジへのネットワークや県南地域とつなぐ上尾道路など、広域的なアクセスを高め活力ある地域経済を支える広域連携道路の整備を促進します。

各拠点の立地性や機能性を高めるとともに、移動性の向上を図ることで快適で安全な暮らしを支えるため、拠点間連携道路の整備を促進します。

生活道路については、誰もが安心・安全に利用できることを念頭に維持管理、整備を行います。

自転車利用には環境負荷の低減、健康増進等の効果があることから、自転車通行環境の整備・改善を進め、ネットワーク化を図ります。

なお、道路整備にあたっては、施工方法の見直しによる効率化や品質の確保に留意しながら、災害時における防災空間としての機能を高めるとともに、暑さ対策、まちなみ景観、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行います。

#### 〈広域連携道路〉

市域内から高速道路までを短時間で結ぶ道路網の整備に向けて、関係機関との協議に取り組みます。

#### 〈拠点間連携道路〉

拠点間を有機的に結びつける拠点間連携道路について、計画的な整備を促進します。

#### 〈生活道路〉

安心・安全な道路環境を目指して、人優先の視点で維持管理、整備を行います。特に、通学路を中心に安全対策を進めます。

中心市街地内の生活道路については、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮しながら維持管理、整備を行います。

#### 〈自転車ネットワーク〉

サイクリングロードを有する荒川、利根川を軸に、既設道路及び計画道路等を利用して、周辺市町やスポーツ・文化・健康拠点等との自転車通行空間の整備によるネットワークを構築します。

### イ 公共交通ネットワーク

主要な公共交通の結節点となっている熊谷駅や始発駅である籠原駅の拠点性を高めるとともに、公共交通網の強化や利用しやすい環境整備を行います。これにより、公共施設利用者や交通弱者等、市民の交通手段を確保します。

また、市民の生活やスポーツ・文化活動を支えるとともに、来訪者の観光・スポーツツーリズム等における利便性を向上させるため、公共交通の充実を図ります。

さらに、駅構内や周辺のバリアフリー化、ノンステップバスの導入を推進し、便利で人にやさしい交通環境を整備します。

### (3) あゆみ

昭和8年4月1日に熊谷町は県下で2番目に市制を施行し、熊谷市となりました。その後、昭和の大合併によって市域を広げ、妻沼町も規模を大きくするとともに、大里村、江南村が誕生しました。

昭和20年8月14日、第二次世界大戦終戦前夜の「熊谷空襲」で中心市街地の約3分の2を焼失し、266人の尊い命が失われました。この大きな被害により県下唯一の戦災復興土地区画整理が行われ、国道17号や北大通線が整備されるなど、都市計画に基づく整然とした街並みが出来上がりました。さらに、昭和57年の上越新幹線開通によって熊谷駅は新幹線停車駅となり、平成16年の埼玉国体開催に伴い国道17号バイパスの柿沼肥塚立体が整備されるなど、熊谷市は名実ともに県北の拠点都市として風格を高めてきました。

こうした都市の基盤整備のもと、妻沼西部や御稜威ヶ原等の工業団地に企業が進出し、さらには、

問屋町及びその周辺は、近くに開設されたソシオ流通センター駅により、流通・産業拠点となる新たなまちづくりの核としての発展が期待されています。

文化面では、平成15年から8年の歳月をかけて歓喜院聖天堂の大改修工事が行われ、江戸時代の再建当初の彩色彫刻がよみがえり、人々の心に寄り添う文化拠点として崇敬を集めています。平成24年には、埼玉県の建造物としては初めて、国宝に指定されました。

このように、交通・交流・産業・文化の歴史的な背景を礎として、熊谷市はさらなる発展を遂げようとしています。

#### (4) 人口

平成27年国勢調査によると我が国の人口は1億2,709万人で、前回調査から96万2,607人減少しました。地方から都市部への人口移動が続いており、地方での人口減少は、以前から課題とされていましたが、今回、国内人口そのものが調査開始以来初の減少となり、今後の人口減少問題が改めて浮き彫りとなりました。

平成27年国勢調査での本市の人口は198,742人で、市制施行直後の昭和8年の36,983人から約5.37倍に増加しましたが、平成12年調査の206,446人をピークに減少傾向が続いています。市全体の人口が減少しているにもかかわらず、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加傾向にあり、出生数の低迷による年少人口（0～14歳）の減少、及び若年層の転出超過による生産年齢人口（15～64歳）の減少も同時に発生しています。

少子高齢化の急速な進行により、今後社会保障を支える側の負担が激増するとともに、厳しい行財政運営を迫られることが予想されるほか、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすと危惧されます。

このような課題を解決するために、平成27年度（2015年度）に熊谷市人口ビジョン・総合戦略を策定し、令和元年度（2019年度）には第2期計画に更新して、雇用促進、転入・定住促進、出産・子育て支援を中心とした人口減少対策に取り組み、働く場の確保や、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てられる環境の整備を推進することにより、バランスが保たれた年齢構成の実現を目指します。

#### (5) 世帯数

令和2年5月1日の世帯数は88,251世帯で、1世帯あたりの人員数は、2.23人となっております。

昭和8年の市制施行時の6,958世帯、平成17年の71,740世帯から核家族化などにより増加傾向にあり、世帯員数は平成19年の2.68人から減少傾向にあります。

#### (6) 就業者

平成27年の就業者数は90,241人で、第一次産業が2,870人（3.1%）、第二次産業が24,855人（27.5%）、第三次産業が62,516人（69.3%）と卸売業、小売業に従事する割合が約7割と最も多くなっています。

## 2 集約対象施設

### (1) 市民活動支援センター【既存機能移設・指定管理者制度】



所在地	曙町 5 丁目 67
開館時間	9 : 00 ~ 21 : 30
休館日	月曜日（月曜日が国民の祝日の場合は翌日）、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
延床面積	329.40 m <sup>2</sup>
駐車台数	18 台
構造	軽量鉄骨造
建築年度	1992 年
耐用年限	2032 年
内容	NPO・ボランティアなど様々な分野の市民活動団体、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点 ➢会議室、ミーティングスペース、オフィスルーム、パソコン、コピー機、印刷室、 ロッカールーム、メールボックス、書籍・交流スペース、掲示板・リーフレットスペース、 キッズコーナー、事務・相談スペース

### (2) 中央公民館【既存機能移設】



所在地	仲町 19
開館時間	9 : 00 ~ 22 : 00

延床面積	2,322.00 m <sup>2</sup>
駐車台数	26 台
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	1965 年
耐用年限	2025 年
内容	教養や健康の増進、情操の純化 >大ホール（舞台、拡声装置、グランドピアノ）、料理教室、実習室（ピアノ）、 展示ホール（ケース8）、教室、美術室、和室

(3) 障害福祉会館 【既存機能移転・指定管理者制度】



所在地	宮町二丁目 65
開館時間	9 : 00～21 : 00
延床面積	370.23 m <sup>2</sup>
駐車台数	0 台
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	1975 年
耐用年限	2035 年
内容	障害者の福祉の増進及び自立の促進 >第一会議室、第二会議室、和室

(4) 商工会館 【既存機能移転・指定管理者制度】



所在地	宮町二丁目 39
開館時間	9 : 00～22 : 00
延床面積	1,450.70 m <sup>2</sup>
駐車台数	0 台
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	1961 年
耐用年限	2021 年
内容	会議、研修、セミナー開催のための会議室やホールの貸出 > 1F 事務室、展示スペース > 2F 大ホール、会議室 > 3F 会議室

### 3 将来的に機能移転する施設

#### (1) 肥塚公民館



所在地	肥塚二丁目 8 番 14
開館時間	9 : 00～22 : 00
延床面積	353.44 m <sup>2</sup>
駐車台数	10 台
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	1981 年
耐用年限	2041 年
内容	地域における教養や健康の増進、情操の純化 > ホール、会議室、和室、ピアノ

## (2) 熊谷東公民館



所在地	末広二丁目 134
開館時間	9 : 00~22 : 00
延床面積	723.62 m <sup>2</sup> (中央消防署 2,273.16 m <sup>2</sup> 合計 2,996.78 m <sup>2</sup> )
駐車台数	11 台
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	2012 年
耐用年限	2072 年
内容	地域における教養や健康の増進、情操の純化 ➤調理室、小会議室 2、和室、大会議室、ピアノ

## (3) 桜木公民館



所在地	曙町二丁目 60
開館時間	9 : 00~22 : 00
延床面積	357.07 m <sup>2</sup>
駐車台数	3 台
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	1990 年
耐用年限	2050 年

内容 地域における教養や健康の増進、情操の純化  
➤ホール、会議室、和室、ピアノ

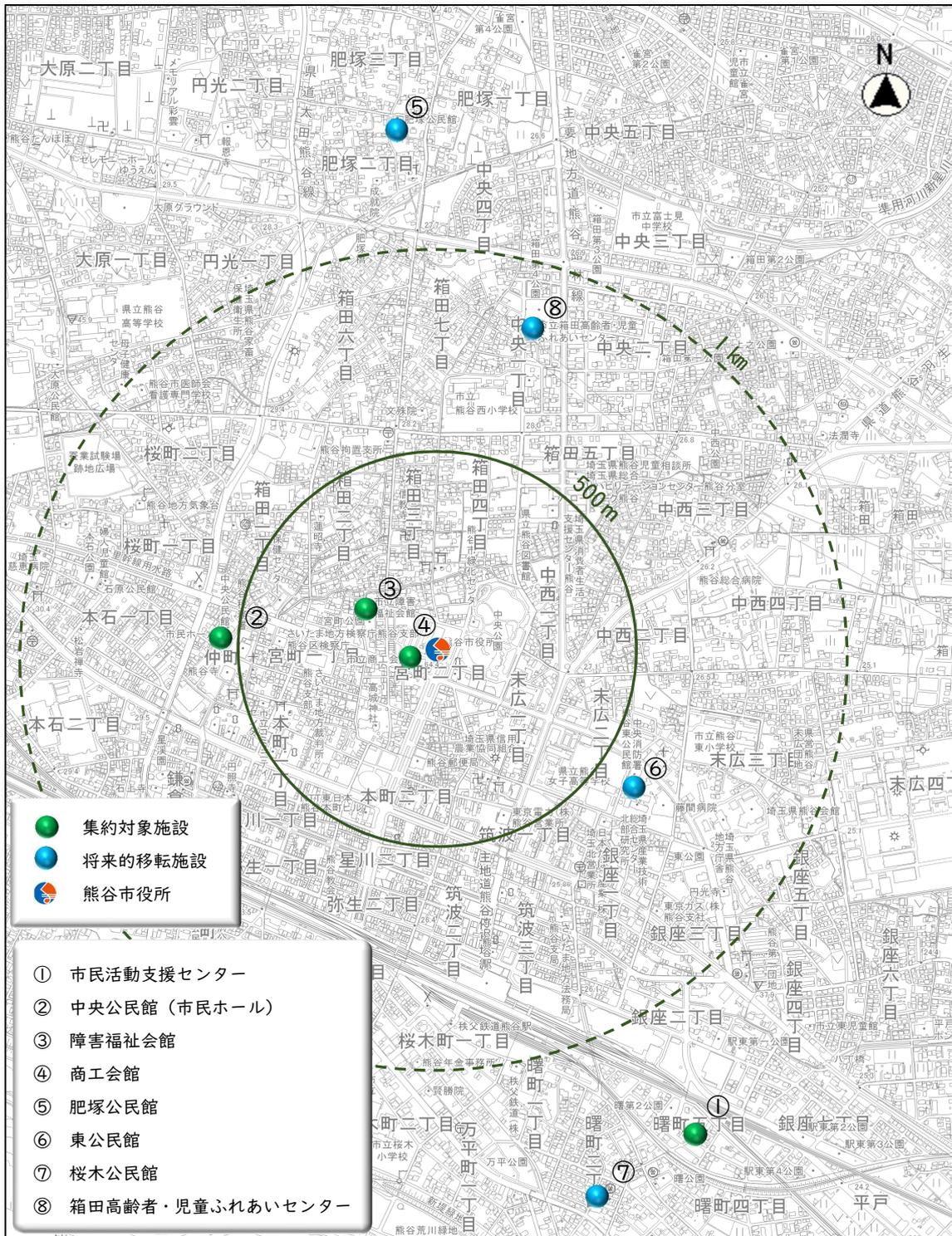
(4) 箱田高齢者・児童ふれあいセンター 【既存機能移転・指定管理者制度】



所在地 中央一丁目 149  
開館時間 8 : 30 ~ 21 : 00  
延床面積 496.42 m<sup>2</sup> (老人憩の家) 450.70 m<sup>2</sup> (箱田児童館)  
駐車台数 6 台  
構造 鉄筋コンクリート造  
建築年度 1990 年  
耐用年限 2050 年  
内容 高齢者及び児童の交流を図る、多世代交流機能  
➤ 1F 和室、会議室、工作室、図書コーナー  
➤ 2F 遊戯室、集会室、学童保育室、静養室、図書室

#### 4 施設の位置

熊谷市役所本庁舎を中心とした場合の、各既存施設位置は以下のとおりです。



主に、市役所を中心とした市内でも中心に近い部分に既存機能が集中していることが分かります。そのため、新施設の設置（既存施設の複合化）についても、市役所から概ね1 km以内の場所に設置することで、サービス水準を低下させることなく複合化を図ることが可能と考えます。

### 第三節 既存施設の現状と課題

#### 1 市民活動支援センター

##### (1) 現状（役割・整備の概要）

市民の自主的で公益性のある活動を支援し、及び促進するとともに、市民と市との協働の推進を図るため、設置されました。

現在の建物は土地区画整理事務所として使われていたものであり、1992年に整備され、部分的な補修によって対応しておりますが、大規模修繕や長寿命化工事等の老朽化対策は実施していません。

業務内容は以下の㊸～㊻となっております。

㊸市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。

㊹市民活動に関する規格の立案及び啓発に関すること。

㊺市民と市との協働の推進に関すること。

㊻会議室、印刷作業室、オフィススペース、ミーティングスペース、ロッカー及びメールボックスの利用に関すること。

㊼その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

##### (2) 課題（老朽化の概要・施設を取り巻く課題）

上記のとおり、大規模修繕や長寿命化工事等老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持する費用が大幅に増加することが想定されます。

一方で、施設の経年劣化及び将来の利用者の減少が人口減少により見込まれています。

##### (3) 個別施設計画における位置付け

当該施設は地域コミュニティの拠点となる施設であり、現在の施設を廃止しても他の機能の施設との複合化により、エリア又は地域の拠点施設の一部になることで機能を維持することとします。

平成25年に（新）「市民活動支援センターの整備に関するアンケート」を利用者（NPO 団体165団体 198名）に対して行っております。（回答率は16.3%）

##### 【アンケートの主な意見】

会議室を増やしてほしい／ミーティングスペースをついたてで仕切り、複数ほしい／オフィスを広くしてほしい／キッズコーナーを今のものより広く／印刷機、拡大プリンターを設置してほしい／ロッカーを配備してほしい／プロジェクターを配備してほしい／Wi-Fi環境を整備してほしい／駐車場を広くしてほしい／エレベーターについては車いすの方も使えるものとしてほしい／飲食コーナーを設置してほしい／多機能トイレを設置してほしい／公衆電話を設置してほしい 等

#### 2 中央公民館

##### (1) 現状（役割・整備の概要）

熊谷市の公民館は、ほぼ小学校区に一つの割合で存在し、現在35館の公民館が設置されています。そのほとんどが昭和40年から50年代に建設されたもので、長い歴史を積み上げてきました。その間、社会構造の急激な変化や住民ニーズの多様化・高度化により、公民館の役割も機能も大きく変化してきました。今日では、生涯学習の中核施設として、更なる役割が期待されています。

各公民館では、年間を通して、市民のニーズに対応した魅力ある講座を各種開催しています。また、公民館を自主的な学習活動や交流の場としてサークル活動やレクリエーションなどにご利用いただくこともできます。生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送るための施設となっております。

中央公民館には、生涯学習や文化活動の拠点として多くの方の利用があります。料理教室、和室、美術室、実習室と教室 6 室、展示ホールがあり舞台を備えた大ホールはダンスや太極拳、吹矢、演劇やコンサートにも利用されています。

市民ホールは 1965 年に建築され老朽化が進んでいますが、大規模修繕改修工事や長寿命化工事等の老朽化対策は実施しておらず、部分的な補修により対応しています。

## (2) 課題（老朽化の概要・施設を取り巻く課題）

中央公民館は老朽化が進み耐震化されていません。躯体の劣化による雨漏りや給水管の漏水や排水管のつまり、天井や廊下の剥がれ、各部屋の壁紙やドアの劣化、空調機入れ替え等毎年修繕費がかさんでいます。今後の現状の公民館を維持するためには対策費用がこれまでよりも大幅に増加することが想定されます。

中央公民館の利用者は、年々減少傾向ではありますが、毎年 9 万人を超える利用者がいます。施設の収容規模に比して駐車場が極端に少なく、利用者は不便を感じています。3 階建てですが、階段のみでエレベーターが無く、高齢者には厳しい状況です。また、車いす利用者には、エレベーターが無いうえにトイレも車椅子で入れるスペースが無いため非常に利用が困難な状況にあります。

## (3) 個別施設計画における位置付け

中央公民館を耐用年限まで使用するには、点検や修繕をすることが必須となり多額な修繕等の維持費がかかります。

中央公民館が他所へ機能移転する際には、学習講座等多くの利用者が使用できる駐車場の整備が必要となります。また、料理教室やピアノ等の楽器が使える防音室、陶芸窯を備えた美術室等の専用室の整備も検討が必要です。

# 3 障害福祉会館

## (1) 現状（役割・整備の概要）

心身障害者の福祉の増進及び自立の促進を目的として設置された施設で、貸室を行い、障害者のみならず地域団体の文化活動や地域活動などの様々な活動拠点として利用されている施設です。

施設内には、本市が委託している熊谷市障害者相談支援センター（障害者の福祉に関する様々な問題について本人やその家族などからの相談を受ける）が設置されており、必要な援助などを行っています。

また、本施設は災害時の福祉避難所に指定されており、状況に応じて開設し、要配慮者の受け入れを行います。

障害福祉会館に駐車場はありませんが、市有施設であること及び市役所に近いことから、市役所の駐車場を使用する許可を得ています。また、「障害者基幹相談支援センター（H31 年度～）」が市役所 1 階にありますが、相談支援センターとは別組織であり対象者が異なるなどの理由から、事務の遂行

上、問題はありません。

障害福祉会館は、1975 年度に建設されました。これまでは、老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施しておりません。

#### (2) 課題（老朽化の概要・施設を取り巻く課題）

障害福祉会館は、築 40 年以上経過しており、施設の老朽化が進行しています。耐震化や大規模修繕工事、長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持するためには対策費用がこれまでよりも大幅に増加することが想定されます。

障害福祉会館の利用者の多くを占める障害者の数は年々増加しており、また、今後、障害者に対する社会のバリアが少なくなるにつれ、障害者の社会参加が促進され、利用者の増加が見込まれます。

現在、貸し館がメインで、障害者の交流・活動の拠点として位置付けられていますが、今後、集約施設の中の 1 施設（事務所）として位置付けられた場合、メインの貸し館が無い状況での障害者の交流・活動拠点について、どのようなことを行っていくべきなのかが課題となっております。

#### (3) 個別施設計画における位置付け

障害福祉会館は、心身障害者の福祉の増進を目的とした施設であり、障害者コミュニティの拠り所となっています。身体障害者福祉法には、障害者の社会参加や自立の援助と必要な保護をするよう市の努力義務が定められており、他の施設と統廃合される場合には一定の配慮が必要です。

施設内には熊谷市障害者相談支援センターが設置されており、障害者の重要な相談窓口となっておりますので、交通事情やバリアフリー対応など利便性のよい施設において、その機能を存続させる必要があります。

指定管理を障害者団体が行っており、統廃合された場合、団体に雇用されている障害者の就労の機会が失われてしまうこと及び団体の事務所となっていることから、事前に調整が必要となります。

### 4 老人憩の家（箱田高齢者・児童ふれあいセンター）

#### (1) 現状（役割・整備の概要）

老人憩の家は、和室や会議室など、高齢者の趣味、教養及びレクリエーションに関する場を提供し、高齢者福祉の増進に資するよう、設置・運営されている施設です。要綱により施設の延面積は 495 m<sup>2</sup>の範囲内であり、利用者は原則 60 歳以上、利用料は無料と定められております。箱田地区に公民館が無いことから、公民館としての役割・機能も担っております。

老人憩の家は、1970 年代後半から 1990 年代前半までの時期を中心として整備されています。これまでは全ての施設について、老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施しておりません。

#### (2) 課題（老朽化の概要・施設を取り巻く課題）

老人憩の家は、築 30 年以上の施設が 2 施設あり、施設の老朽化が進行しています。また、築 20～29 年の施設も 2 施設あり、さらに大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持するためには対策費用がこれまでよりも

大幅に増加することが想定されます。

老人憩の家は利用率が低く、一部の施設を除き、概ねすべての施設において利用率は減少傾向にあります。

### (3) 個別施設計画における位置付け

箱田高齢者・児童ふれあいセンターは、高齢者福祉の増進及び児童の健全な育成並びに高齢者と児童の交流を図ることを目的とした、老人憩の家と児童館・児童クラブとの複合施設であることから、児童館・児童クラブの施設再編方針との整合性を図る必要があります。

箱田高齢者・児童ふれあいセンター（1階老人憩の家部分）は、耐用年限経過後、2050年度末をもって廃止・除却とする予定です。また、地域の（仮称）生涯活動センターへの機能移転を行うこととしております。

## 5 商工会館

### (1) 現状（役割・整備の概要）

商工会館は、市内商工業の振興及び発展向上に寄与することを目的として設置され、ホールや会議室など、商工業者のあらゆる活動に利用されている施設です。

1961年（昭和36年）に建設され、耐用年限は2021年です。これまでは、老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施していません。

### (2) 課題（老朽化の概要・施設を取り巻く課題）

商工会館は、築59年が経過し、施設の老朽化が進行しています。これまで、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持するためには対策費用がこれまでよりも大幅に増加することが想定されます。

商工会館は、大ホールのほか6つの会議室を、商工業者をはじめ様々な団体が利用しています。全部の貸館の利用率は、施設全体で60%を超えており、利用希望が多い施設といえます。周辺に会議室が少ないことから、今後も高い利用率が見込まれます。

また、市役所庁舎と一体的な敷地に設置されているため、駐車場施設の不足が課題となっています。

### (3) 個別施設計画における位置付け

商工会館は、1階が熊谷商工会議所の事務所として利用されており、熊谷商工会議所が指定管理者として施設の維持管理・運営を行っています。施設は、商工会議所が商工業者の支援のために実施する事業をはじめ、商工業団体や商工業事業者の様々な活動にホールや会議室などが利用されています。

#### 第四節 既存施設の利用状況

市民ホールや会議室のように多目的で使用可能なところは稼働率が高く、料理教室や美術室など、使用方法や利用者や限定された機能は稼働率が低くなっております。特に、30～60㎡の会議室は、どの施設においても稼働率が比較的高く、利用者のニーズがあると考えられます。新施設においても、限定された利用者や利用方法ではなく、多目的で誰もが利用することができる機能を配置した施設を目指します。

■集約対象施設利用率等一覧（H30）

No.	施設名称_大分類	施設名称_小分類	所管課	収容人員 (人)	面積 (㎡)	年間利用者 数 (人)	稼働率	使用料・利用 料金 (円)
1	市民活動支援センター	オフィススペース1	市民活動推進課	5	6.9	1,545	100.0%	36,000
2		オフィススペース2		5	6.9	1,545	100.0%	36,000
3		オフィススペース3		5	6.9	1,545	100.0%	36,000
4		会議室		35	57.0	5,975	57.7%	0
5		開放スペース等		-	-	7,279	-	0
6	市民ホール（中央公民館）	2の1	中央公民館	30	52.00	10,648	73.4%	25,695
7		2の2		20	31.20	7,022	66.5%	34,280
8		2の3		20	31.20	5,904	53.9%	61,160
9		2の和室		20	40.68	4,491	38.1%	59,980
10		3の1		35	62.40	10,103	58.5%	31,125
11		3の2		20	31.20	6,110	52.6%	14,785
12		3の3		35	62.40	7,413	51.8%	36,300
13		美術室		12	33.12	2,459	31.0%	20,480
14		3の和室		20	41.72	3,313	30.7%	45,555
15		料理教室		35	64.32	1,787	15.5%	18,750
16		実習室		30	67.67	14,455	78.7%	29,225
17		大ホール		150	259.20	18,941	77.6%	177,075
18		展示ホール		-	110.40	-	99.2%	0
19	障害福祉会館	第一会議室	障害福祉課	40	49.9	13,292	54.2%	247,350
20		第二会議室		20	25.9	4,877	49.9%	
21		第一和室、第二和室		20	32.6	2,596	20.2%	
22	商工会館	大ホール	商工業振興課	200	180.0	12,106	43.5%	1,260,400
23		2の1		20	34.0	3,637	50.1%	473,925
24		2の2		12	34.0	3,519	44.9%	489,850
25		2の3		24	57.0	5,226	48.0%	588,675
26		3の3		50	100.0	5,940	38.4%	796,600

#### 第五節 状況と課題のまとめ

各種機能を持った既存施設を別々に更新した場合、それぞれの施設に対し耐震化や長寿命化のための大規模修繕費用が発生するだけでなく、利用率の低い機能を存続させることへの意義についても明確にしなくてはなりません。例えば、民間の施設で用が足りるような機能の場合、それを代用することで公共施設においては集約化した必要最小限の機能を配備すれば良いこととなります。

また、既存の施設のまま更新を続けた場合、面積や費用の関係から新機能を付加することは難しく、時代とともに変化をしていく市民の多様なニーズへ柔軟に対応していくことが必ずしもできるわけではありません。

今後の人口動向や施設の利用率変化、ニーズの変化等を敏感に見極めるとともに、多機能複合施設の整備が求められていると考えられます。

## 第六節 市民のニーズ

### 1 市民のニーズをつかんだ新たな魅力づくり

平成 29 年度に「公共施設マネジメントに関する市民アンケート」を実施しており、今後の市内の公共施設のあり方や、新たな魅力を創出するために市民から意見を聴取しております。

本調査では 782 名から回答を受領し、回答者の年齢は 60 代が最も多く、次に 70 代、40 代、50 代の順に続いており、女性の方がやや多めとなっています。

調査地域：熊谷市全域

調査対象：中学生以上の男女

抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

調査方法：郵送法（郵送配布-郵送回収）

回答期間：平成 29 年 12 月 13 日（水）～平成 30 年 1 月 12 日（金）

標本数：3,300 名

有効回収数：782 名

有効回収率：23.7%

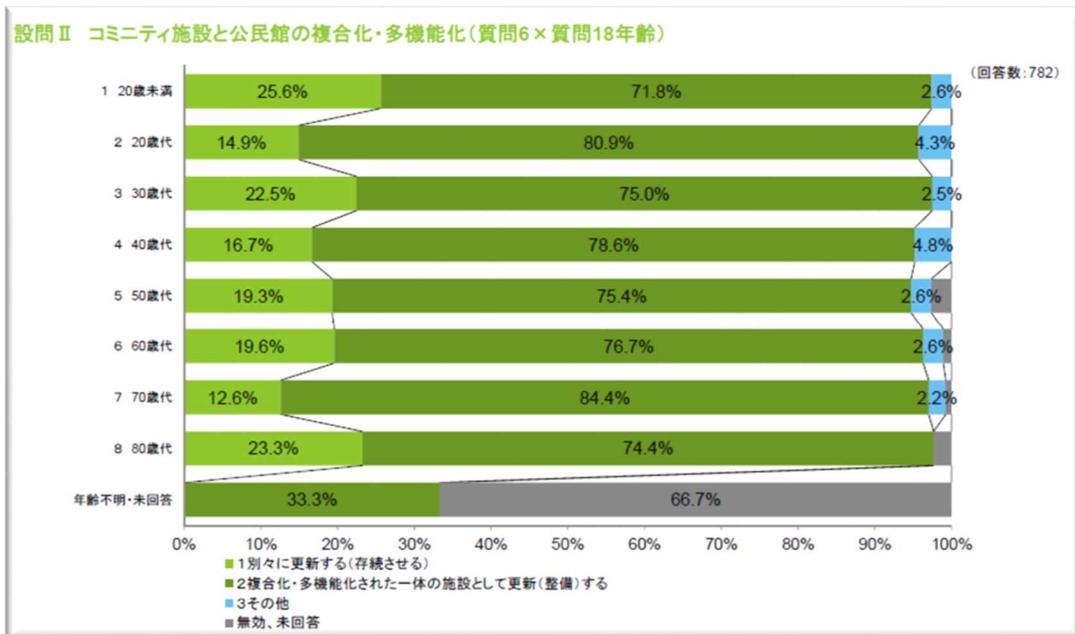
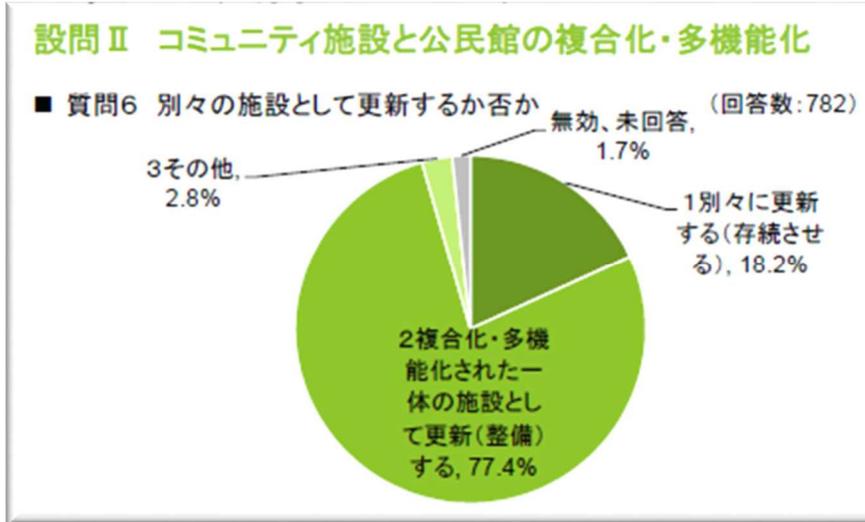
### 2 アンケート調査結果より

コミュニティ施設公民館の複合化・多機能化については、別々のものとして更新（存続させる）という意見が 18.2%に対し、複合化・多機能化された一帯の施設として更新（整備）するとの回答が 77.4%となっております。

他の公共施設についても、高齢者や児童など世代や利用者に制限のある施設ではなく、多様化したニーズに対応した、幅広い世代が時間にとらわれることなく様々な生涯活動が行える可能な環境が整った、施設の設置が求められております。

このことから、①老朽化した施設や更新の難しい施設を集約、複合化②既存施設の機能やサービス水準を維持しながらも、子どもから大人まで多世代が利用できる新たな魅力のある交流拠点③利便性の向上や効率的な行政運営が推進可能な施設づくりを目標として、事業を進めております。

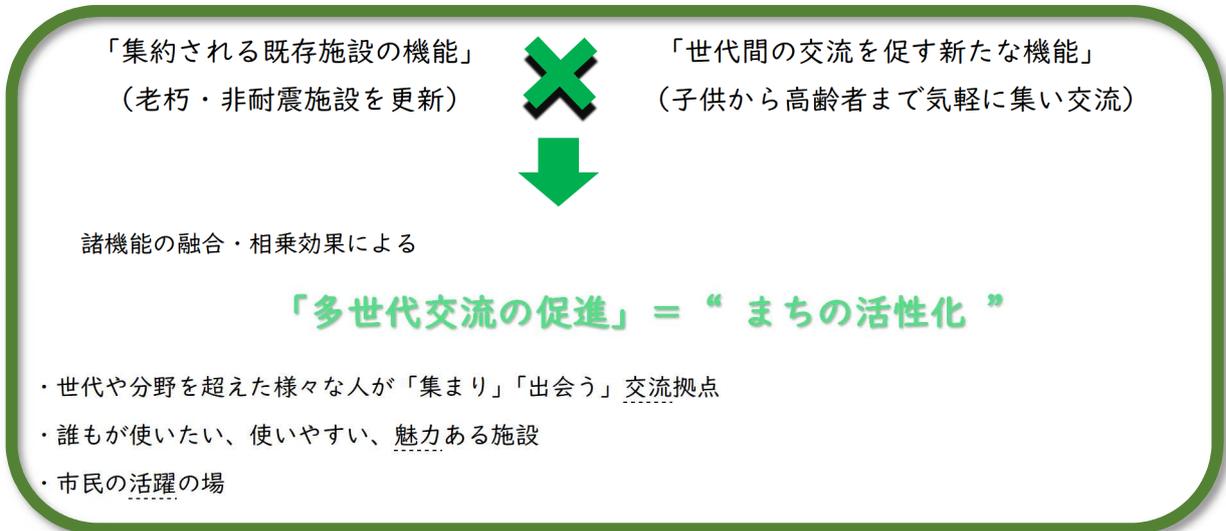
■ アンケート調査結果 (H29)



## 第二章 基本構想

### 第一節 (仮称) 第1 中央生涯活動センターの基本方針

#### 1 基本コンセプト



#### 2 建設の目的と理念

- (1) 老朽化した施設や更新の難しい施設を集約、複合化し、サービス水準を維持しながらも、利便性の向上や効率的な行政運営の推進を図る。
- (2) 既存施設の機能（「コミュニティ活動」「市民活動支援」「社会教育・生涯学活動」の拠点等）に加え、子どもから大人まで多世代が交流できる魅力的な機能を新たに導入した拠点の整備をする。
- (3) 心のバリアフリーへの取組として、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設とする。

#### 3 目指すべき生涯活動施設のあり方

各既存施設の場所は市役所を中心とした概ね 1 km以内に集中しており、そのエリアは市内巡回バス等の公共機関との連携を図ることや、行政手続きがスムーズに行えるなど、一カ所で用が足りるようなきめ細かなサービスの提供が可能となります。それを目当てに人が集まってくるような、集まりやすい施設、集まりたくなる施設が、あるべき姿と考えます。

既存機能を兼ね備えていることから障害者グループや高齢者に加え、新機能により集まる幼児や学生との交流が可能となり、「集まるだけで何らかの刺激を受け、それが生涯活動となる施設」を目指します。

#### 4 目指すべき機能融合のあり方

利用者の親子や、各種市民活動団体等による老若男女多世代間の交流、また、市内の高等学校（商業・工業・農業）の生徒による異分野の交流により、新たな魅力のある施設を目指します。

## 第二節 施設整備基本方針

### ●維持すべき既存施設のサービス水準

#### 【市民活動の拠点（市民活動機能）】

- ・市民の自主的で公益性のある活動の拠点
- ・生涯に行うあらゆる学習の拠点であり、自由にその機会を得られる施設
- ・自立・協働・創造の生涯活動実現の場

#### 【障害福祉活動の拠点（障害者支援機能）】

- ・障害者の福祉の増進及び自立の促進のほか、福祉意識の啓発を行える施設
- ・障害のある人とない人にかかわらず交流が可能な施設

#### 【その他の機能】

- ・市民、市内企業及び市による協働の推進となる活動の拠点
- ・NPO、学生、企業の交流、協同によるビジネスの発展に寄与する場

### ●新機能として期待すること ～世代間の交流を促す新たな機能～

#### ①市民活動と融合した、生涯活動・地域コミュニティの拠点

生涯活動体制の一層の充実と、市民の学習ニーズを捉えた新たな学習メニューの創造、学習深度に応じた多面的な学習支援体制の整備を図ります。

#### ②公民館等既存施設との効果的な連携

公民館との積極的な機能分担を行うことで、より集しやすい学習環境の整備を図り、自主学习サークルの活動を支援します。

また、コミュニティセンターとの連携を模索することで、コミュニティ形成のための活動やボランティア活動を促進し、多様で新鮮な学習活動の創造を促すとともに、活力に富んださまざまなスタイルの市民活動の支援に努めます。

#### ③障害者との交流拠点

障害者福祉事業者や手話サークル等の団体が利用することで障害者福祉へ興味を持つきっかけとなり、障害者施設における支援及び施設での労働意欲の醸成等に寄与するものと考えます。

また、障害のある人とそうでない人との交流を促し、新たなコミュニティ活動の創出や障害者福祉に関する相乗効果が期待されます。

#### ④学校活動における文化的拠点

市内の文化芸術関連の学習サークルの成果発表をはじめ、多様な優れた文化・芸術に気軽に触れることのできる場を提供し、学校活動における文化的、芸術的学習活動の新たな拠点としての文化の薫り高いまちづくりの具現化を図ります。

また、個人学習やグループ学習など、目的や用途に併せた自習室を設置することで、効率よく勉強ができる環境の整備を図ります。

### ⑤親子のきずなづくり支援拠点

交流コーナーに置いてある図書の読み聞かせや、体験学習などを充実させ、豊かでゆとりのある親子関係の醸成や、親子同士の交流、保護者同士の情報交換など、多様なきずな作りの支援を推進します。

個別の学習活動の成果がそこで完結せず、親同士、子ども同士の交流につながることで、新たなコミュニティ活動や家庭と地域の教育力の向上を図ります。

### ⑥心身ともに健やかなまちづくりの拠点

多目的室で開催可能な軽スポーツやヨガ教室などのレクリエーション活動は、利用者の心身の健康を保ち、明るく豊かで活力に満ちた地域コミュニティを形成します

そのため、市民が生涯にわたって親しめる活動を支援し、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

### ⑦防犯・防災など地域をより住みやすくするための活動拠点

豪雨時の垂直避難の場所及びその備品等を備えておくことで、より強力な防災拠点としての機能を新たに追加します。

## 第三節 建設用地の検討

### 1 建設候補地の選定

多くの市民が集い、学び、交流が図られる生涯活動の場として、将来にわたり利用者に親しまれることが重要です。

このため、建設用地の選定にあたっては、市の財政事情を考慮し、事業費の軽減を前提としたうえで、既存施設との距離・交通アクセス・周辺環境・施設連携・用地条件の良さなどを総合的に検討した結果、将来の発展性が見込まれる中心市街地内を建設候補地としました。

この区域の中で、現在、市が所有している土地を有効活用することが、最も望ましい建設場所と判断し、2か所の公共用地を建設候補地として選定しました。

#### (1) 候補地

##### ア 本庁舎西側駐車場

所在地 宮町二丁目 47 番 1 ほか



## イ コミュニティひろば

所在地 熊谷市本町二丁目 6 番ほか



### (2) 選定理由

#### ● 事業費の軽減

用地取得費用、造成費用、不動産鑑定費用、所有権移転登記費用、土地収用法に基づく事業認定手続き業務委託費用が発生しない。

#### ● 建設費の確保

用地取得費用、造成費用、各種手続きなどに係る費用の軽減により、建設費を確保することができる。

#### ● 整備期間の短縮

用地交渉、農用地除外、土地収用法に基づく事業認定手続き、所有権移転登記などに係る期間が短縮され、早期の施設完成が図られる。

## 2 建設候補地の概要

	ア 本庁舎西側駐車場地内	イ コミュニティひろば
土地利用形態	駐車場（アスファルト舗装）	ひろばの用に供している
用地面積	約 7,349 ㎡	約 7,989 ㎡
用途区分	商業地域（建蔽率：80%、容積率：400%、高さ制限なし）	商業地域（建蔽率：80%、容積率：400%・600%、高さ制限なし）
所有者	熊谷市	熊谷市・埼玉県
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎と近いため、相互利用による相乗効果が期待できる。</li> <li>・新たに用地を取得する必要がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集客による波及効果により、中心市街地の活性化の拠点となりうる。</li> <li>・中心市街地内にあり、周辺交通量も多いことから通行者の目を引く。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域振興交流拠点施設整備予定地の近隣であるため、役割が重複する可能性がある。</li> <li>・市庁舎利用者の駐車場の不足につながる。</li> <li>・導入経路について、警察等関係機関との調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域振興交流拠点施設整備予定地であるため、役割が重複する可能性がある。</li> <li>・用地の持分が埼玉県と共有になっている部分があり、用地を取得するか、県の承認を得る必要があり、現状のまま活用することは困難。</li> </ul>

### 3 建設用地の選定

#### (1) 建設用地の選定理由

どちらの候補地についても中心市街地に近く、まちなかの発展に寄与すると思われませんが、行政機関との位置関係や、既存バス停の利用者等の関係や、現時点での開発可能性の観点から「**ア 本庁舎西側駐車場地内**」が建設用地として望ましいと判断できます。

#### (2) 建設用地

##### ■本庁舎西側駐車場



所在地 宮町二丁目 47 番 1 ほか / 敷地面積 約 7,500 m<sup>2</sup>

##### ■周辺状況

西側 市道 50748 号線、幅員 7.3m (うち歩道 1m) 、

市役所への進入路幅員は約 3.4m

南側 市道 111 号線、幅員約 18m

北側 市道 50410 号線、幅員平均 6m 程度。平日 7 : 00 ~ 8 : 30 は通行不可

### 第四節 建設用地における課題

#### 1 敷地内建物及び附属施設の配置検討

市役所の駐車場として使用している建設用地については敷地外との接道位置（出入口）や敷地内における車両及び歩行者動線について検討し、本来の市役所利用者等が不便とならないよう最大限の効率化を図った位置について、駐車場所管課と検討する必要があります。

それと同時に、施設建設により使用できなくなる駐車スペースを別に確保しなくてはならず、その場合の必要台数についても検討が必要となってきます。

また、駐車スペースの他、区画についても精査が必要であり、その際に支障となる倉庫等について移設、除却にかかる予算計上など、各所管課との調整が必要となります。

詳細については、今後の基本・実施設計段階で検討を行います。

## 2 駐車場スペースの確保

建設用地は、本庁舎の駐車場として整備されており、建設予定期間においても使用形態は変わらないものとなっております。当該駐車場に関しては、以前から、利用に十分な駐車台数が確保されていないことが、度々指摘されておりました。

複合施設の建設により、市内に点在していた既存施設利用者がこの地に集中すること、また、新機能と賑わい創出拠点を整備することから、さらなる利用者の増加による建設期間及び竣工後の駐車台数不足が懸念されるため、少なくとも現在の集約対象施設に設置してある駐車台数は確保することが必要です。

そこで、駐車場地内に立体駐車場を整備、庁用車駐車場を使用、商工会館除却後の跡地を利用、の3方法について検討いたしました。

### ●集約対象施設における駐車台数

総数 44 台 (市民活動支援センター 22 台 + 中央公民館 26 台)

※障害福祉会館及び商工会館に駐車場はない。

### ●現在の本庁舎西側駐車場における駐車台数

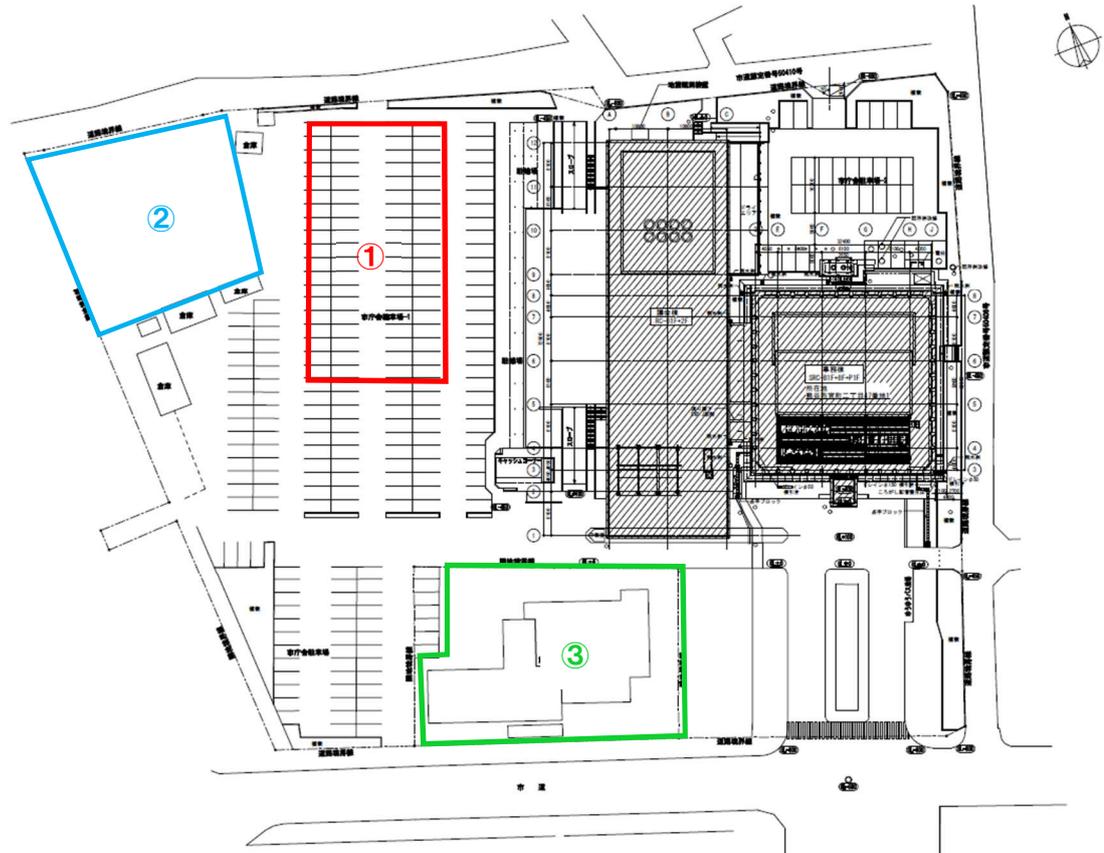
総数 233 台 (一般車 219 台 + 障害者用 3 台 + 軽自動車 11 台)

※新施設を建設した場合約 48 台分のスペースを使用する予定。

## ■駐車場整備案についての検討

	①立体駐車場整備	②庁用車駐車場を使用	③商工会館跡地を利用
内容	西側駐車場敷地内に、重層(自走式立体)駐車場を整備	隣接した庁用車駐車場(宮町48)を来庁者用駐車場に転用	商工会館の耐用年限後、除却をして駐車場として整備
現在の状況	未設置	駐車場(砂利敷等)	商工会館
確保可能数	約 80 台(2層の場合)	46 台	約 40 台
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地要件満たせば、最も多くの台数増が見込める</li> <li>自然災害における避難場所となりうる。</li> <li>雨を避けて施設内(庁舎内)に入ることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況をほとんど変更する必要がない</li> <li>費用及び時間が最もかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>跡地の利活用の観点からも有効である</li> <li>南側からの接道を取ることで、利用者の利便性が向上する</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備費及び維持管理費用の捻出が課題</li> <li>一体整備の場合の設計金額を要求する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁用車の新たな駐車場所を確保するため、庶務課等と調整が必要</li> <li>砂利敷のため舗装するための費用が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除却時期が不明であり、現時点において、転用の確証が持てない。</li> </ul>

## ■ 駐車場整備（案）



上記のとおり整備方法について検討した結果、①の立体駐車場を整備した場合、維持管理費が他の方法よりかかることや、将来本庁舎を建て替える際の支障となる可能性が高くなることから、デメリットの少ない「②庁用車駐車場を使用」する方法が最も効率が良いと思われます。その後商工会館が除却された後に、更なる駐車場用地の拡大が可能となります。

詳細については、今後の基本・実施設計段階で検討を行います。

### 3 日影規制

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例第 2 条別表の規定により、商業地域内において(1)高さが 15 メートルを超える建築物及び(2)高さが 10 メートルを超える建築物でアの項又はイの項の地域又は区域（①②がイに該当）に冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間に日影を生じさせるものとされていることから「中高層建築物」となる可能性が高いため、条例の規定に基づいた対応が必要となります。

建設予定地は商業地域のため日影規制がない地域ですが、隣接する敷地が①第 1 種住居地域（建蔽率：60%、容積率：200%）及び②近隣商業地域（建蔽率：80%、容積率：200%）と隣接しており、影が落ちた先が①②の場合は、建築基準法においても、制限される可能性があります。

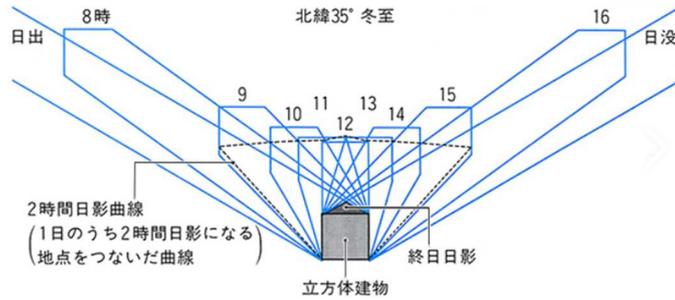
※ただし、道路や素面と接している場合には緩和されることもあります。

同じ敷地内に複数の建物がある場合は一つの建物とみなされてしまうことから、基本設計の段階で、別の地番（39-1 等）への検討や、新たな分筆する必要があると考えられます。

また、日照権（建築基準法などの規制はないが、商業地域の建物でも日照権は保証されるべき）に

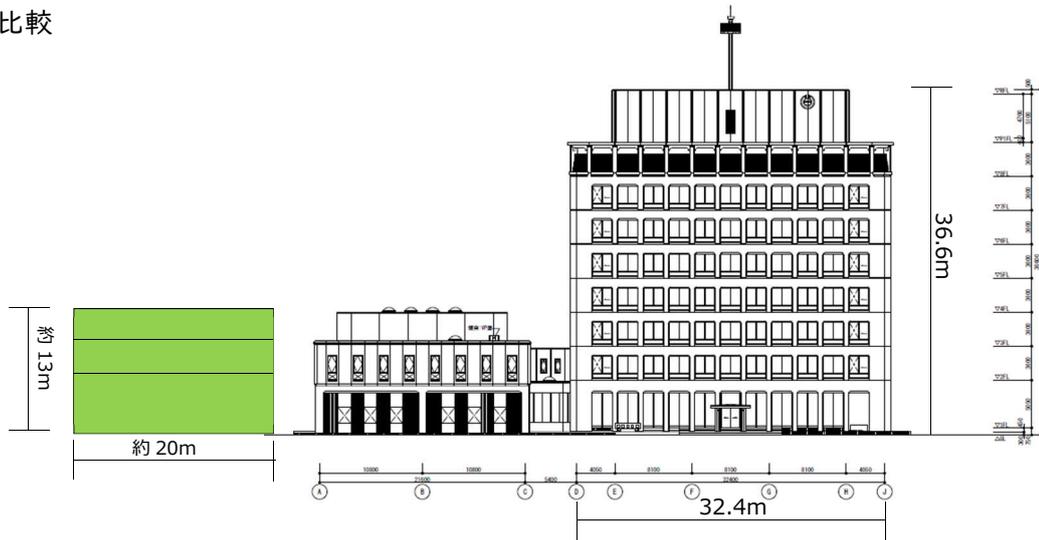
鑑み、議会棟と同程度の高さで設計し日陰の影響を最小限とした敷地設定を検討する必要があります。  
 詳細については、今後の基本・実施設計段階で検討を行います。

■ 日影曲線図

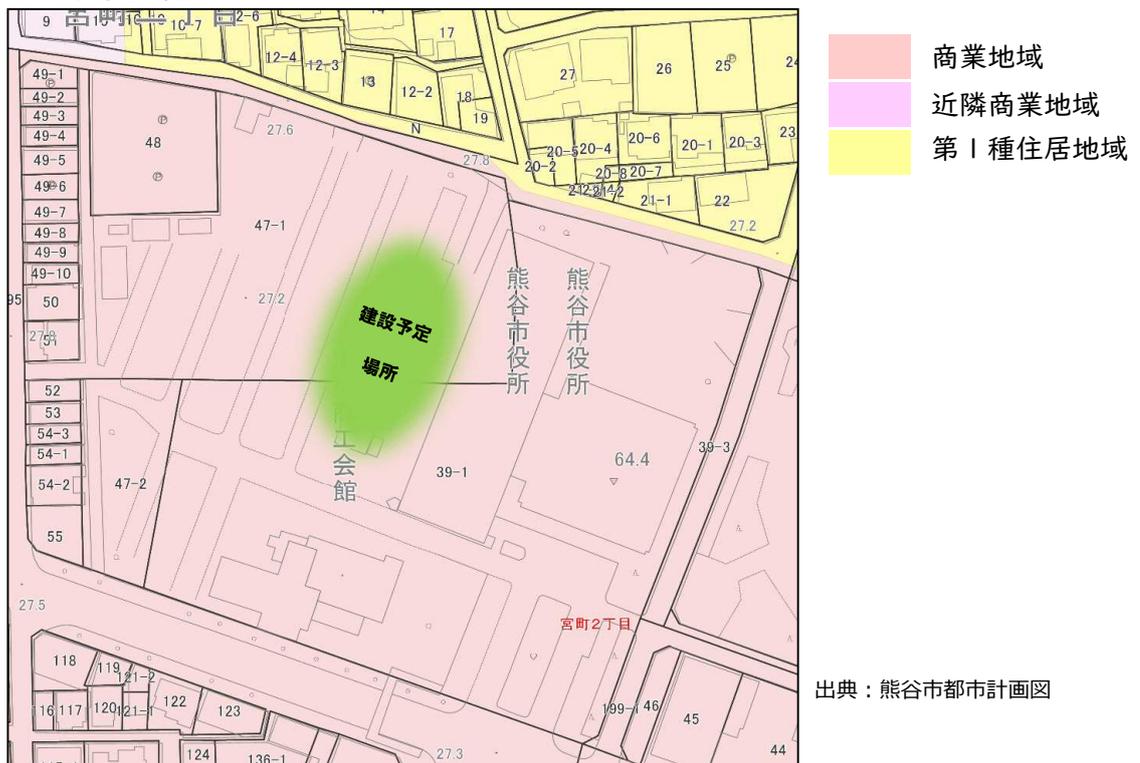


出典：小学館 日本大百科（ニッポニカ）

■ 高さ比較



■ 周辺の用途地域図



出典：熊谷市都市計画図

## 第五節 本市における位置付け

### 1 熊谷市総合振興計画における位置付け

第2次熊谷市総合振興計画（2018年-2027年）「子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷～輝く未来ヘトライ～」内において、アセットマネジメントの推進（基本計画内リーディング・プロジェクト7）として位置付けられており、市民の健康で文化的な生活及び提供する行政サービスの水準を確保しつつ、次世代の負担軽減を図るとともに、安全・安心かつ便利で快適な人の交流が生まれ活気のあるまちづくりを図ることとしています。

（仮称）第1中央生涯活動センターの建設目的としては、既存の公共施設について、効率的かつ効果的な整理統合の推進により、施設そのものの機能向上を図るとともに、新たな魅力のある多世代交流の場を提供することで、世代や分野を超えた様々な人が「集まり」「出会う」交流の拠点、行政や地域住民、民間事業者等が一体となって運営する、生涯活動及び学習のための多世代間交流拠点となり、それが地域の活性化にもつながるものと考えられます。

### 2 事業手法等

本事業のような建築物又はプラントの整備等に関する事業及び利用料金の徴収を行う事業について、施設建設費の総額が概ね10億円以上、又は単年度の維持管理、運営費が1億円以上のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業の場合、「熊谷市 PPP/PFI 導入ガイドライン」により、その導入について必要性を検討することとなっております。

本事業について建設コストを試算した場合、約15億円（想定総床面積×他同様施設建設平均単価/m<sup>2</sup>）前後になると想定されるため、令和2年2月に庁内検討部会を開催したところ、以下の理由から、「従来方式」として事業を進めていくこととなりました。

- ①一般的に15億円程度の事業規模の場合、過去の事例から従来手法と比べて総事業費を削減できる（VFM値が出る）可能性が低い。
- ②公民館機能に代表されるような貸館としての役割が多く、整備や運営に民間のノウハウを発揮しづらい。
- ③集約施設として、利用者の目的が異なるため、一元的一括的な管理が困難。

ただし、今後事業を進めていく中で、類似手法（例：実施設計及び施工を一括して発注する方式など）等の選択肢を考慮し、最も効率的に事業が行えるよう検討していきます。

### 3 主要事業スケジュール

令和7年の供用開始を目指し、事業を進めていくこととなります。そのスケジュールは以下のとおりです。

(仮称) 第1中央生涯活動センター整備事業 スケジュール

内容	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
関係機関調整																		
基本計画																		
基本設計		予算要求		業者選定														
測量		予算要求																
地質調査等		予算要求																
実施設計					予算要求		業者選定											
建築手続																		
議会報告						債務負担 (DB)				工事							条例案	
住民説明																		
建設工事								予算要求		業者選定				着工				
条例制定																		
供用開始																		
実施設計・施工 (DB方式)					予算要求													
施工管理 (DB方式)					予算要求													

## 基本計画

## 第一章 施設機能・規模の検討

### 第一節 施設機能の検討

基本構想をもとに、新施設のコンセプト、イメージ、既存機能及び新たな機能と具体的な室について検討しました。

施設で行われる行為は、組み込まれる室の一室のみに当てはまるということではなく、いくつかの室において行うことが可能となります。

一機能一室といった従来型の対応関係を見直し、様々な活動を多様に展開できる空間が望まれています。特に専門的な行為を行う室以外は、多目的室として確保することで柔軟な利用を促すものと考え、設計段階での検討が必要となります。

#### 1 新施設のコンセプト

##### ●基本構想によるコンセプト

- ・世代や分野を超えた様々な人が「集まり」「出会う」交流拠点
- ・行政や地域住民、民間事業者等が一体となって運営する、生涯活動及び学習のための多世代間交流拠点

##### ○新施設のイメージ

- ・「熊谷らしさ」が伝わる施設
- ・施設がまちの顔となり、市全体の賑わいへとつながる
- ・心に響く、心が躍る、心をつなぐ
- ・リラックスできる環境
- ・生涯を通じて楽しく学び、憩い、交流することができる生涯活動・地域コミュニティの拠点
- ・夢をはぐくみ 心をつなぐ 感じる知的創造空間
- ・市民や地域コミュニティ市民活動団体の情報発信、交流、健康増進の拠点
- ・各種活動の相互の交流を深める場
- ・誰でも気兼ねなく利用できるよりどころ

##### ●新施設コンセプト

- 案1 誰もが使いたい、使いやすい、魅力ある施設
- 案2 集まりたくなる活動拠点
- 案3 生涯活動ふれあいセンター
- 案4 多世代交流発信拠点
- 案5 熊谷ベース

## 2 サービス棚卸表

既存施設機能に新機能を付け加えた新施設を整備するにあたり、その機能や諸室の整理をするため棚卸表を作成しました。

提供サービス	想定されるニーズ①	想定されるニーズ②	利用人数	それを可能とする空間	機能
①市民活動と融合した、生涯学習・地域コミュニティの拠点 生涯学習体制の充実に、市民の学習ニーズを捉えた新たな学習メニューの創造、学習深慮に 応じた多面的な学習支援体制の整備を図る。	生涯学習体制を充実してほしい	サークル活動をしたい	複数	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	会議室
		芸術作品の作成をしたい	複数	作品制作のための機材、備品が 置いてある専用空間	美術室（実習室）
		多面的な学習体制を支援してほしい	複数	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	会議室
		市民文化芸術関連について学習したい	複数	会議室・大広間のような空間	会議室・大ホール
		ガーデニングをしたい	複数・個人	屋上のような緑化空間	屋上スペース
		新たな学習メニューを作ってほしい	複数・個人	静かで読書や学習に最適な照 度が得られる空間	学習室・会議室
		市民活動を支援してほしい	複数	事務機器が使える事務的的空 間。配線設備の用意が必要。	事務室・会議室
		自己研鑽をしたい	個人	静かで読書や学習に最適な照 度が得られる空間	学習室
		公民館活動を継続したい	複数	会議室・大広間のような空間	会議室
		物販をしたい	複数	談話・休憩が可能なリビングのよ うな空間	ロビー（展示ホール）
②公民館等既存施設との効果的な連携 市民の生涯学習活動の一層の取組を目指して、中央公民館との積極的な機能分担を行うことで、 より集約しやすい学習環境の整備を図り、自主学習サークルの活動を支援する。 また、コミュニティセンターの連携を促すことで、多様な新鮮な学習活動の創造を促すととも、 活力に富んださまざまなスタイルの市民活動の支援を図る。	公民館活動にとわれない活動をしたい	放課後学習の場として利用したい	複数	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	学習室
		地域でコミュニティビジネスをしたい	複数	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	ロビー（展示ホール）
		手話を習いたい	複数	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	会議室
		障書者を支えたい	複数	事務機器が使える事務的的空 間。配線設備の用意が必要。	相談センター
		障書者と交流したい	複数	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	障書相談センター・多世代交流スペース
		障書について勉強したい	複数・個人	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	会議室
		芸術的学習をしたい	複数・個人	作品制作のための機材、備品が 置いてある専用空間	美術室（実習室）
		文化的学習をしたい	複数・個人	教室のような空間、小さなブース のような空間や小教室。	美術室（実習室）
		学習の成果を発表したい	複数・個人	会議室・大広間のような空間	大ホール
		作品を展示したい	複数・個人	会議室・大広間のような空間	ロビー（展示ホール）
③障書との交流拠点 障書者の増加及び自立の促進及び福祉意識の啓発が可能な場や、障書のある人々といっしょに 多世代のすべての人の交流が可能な拠点となり、手話サークル等との関わりにより障書者福祉への関 味を持つきっかけとなる	障書者と交流したい	障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
		障書者との交流拠点	複数	障書者との交流拠点	障書相談センター
④学校活動における文化的・文化的な取り組みの拠点 市内の文化芸術関連の学習サークルの成果発表をはじめ、学校活動における文化的・芸術的学習 活動の拠点としての役割を担うことが重要である。多様な層に文化・芸術に気軽に触れられることのでき る場を提供することで、文化の楽しみまちづくりの具現化を図る。	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点
		学校活動における学習拠点がほしい	複数	学校活動における学習拠点がほしい	学校活動における学習拠点

提供サービス	想定されるニーズ①	想定されるニーズ②	利用人数	それを可能とする空間	機能
<p>⑤ 親子のさまざまな作り支援拠点</p> <p>キッズスペースやコーナーに配備してある図書の読み聞かせや、歴史と伝統文化の理解・促進を図る体験学習などを重視とする親子のふれあい体験活動を充実させ、豊かでゆとりのある親子関係の醸成や、親子同士の交流、保護者同士の情報交換など、多様なさまざまな作りの支援を推進する。個別の学習活動の成軍が、そこで完結せず親同士、子ども同士の交流につながることで、新たなコミュニケーション活動や家庭と地域の教育力の向上を図る。</p>		<p>子育てをしたい</p> <p>子ども同士が交流したい</p> <p>親同士が交流したい</p>	<p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p>	<p>清掃しやすく、子どもが安全に遊べる空間。健康的な明るい空間。</p> <p>清掃しやすく、子どもが安全に遊べる空間。健康的な明るい空間。</p> <p>談話・休憩が可能なリビングのよ</p>	<p>キッズスペース</p> <p>キッズスペース</p> <p>多世代交流スペース</p>
<p>⑥ 心身ともに健やかなまちづくりの拠点</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動は、心身ともに健やかな人間を育て、明るく豊かで活かに満ちた地域コミュニティを形成する上で欠かせないものである。そのため、市民が生涯にわたって親しめる軽スポーツやレクリエーション活動を支援し、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。</p>	<p>育児とそれに関わる人への支援をしたい</p>	<p>本の読み聞かせをしたい</p> <p>本の読み聞かせをしてもらいたい</p> <p>本の読み聞かせを希望する機会が多い</p> <p>親子で学習する機会が多い</p> <p>地域で子どもを育てたい</p>	<p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p>	<p>談話・休憩が可能なリビングのよ</p> <p>調理器具のそろった空間。排煙、給排水設備が準備されている。</p> <p>談話・休憩が可能なリビングのよ</p>	<p>多世代交流スペース・キッズスペース</p> <p>多世代交流スペース・キッズスペース</p> <p>料理教室</p> <p>多世代交流スペース</p>
<p>⑦ 防犯・防災など地域をより住みやすくするための活動拠点</p>	<p>健康づくりをしたい</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動をしたい</p> <p>防犯拠点としたい</p>	<p>健康に関する知識を身につけたい</p> <p>健康に関する相談をしたい</p> <p>ダンスやヨガなどの軽スポーツをしたい</p> <p>レクリエーション活動をしたい</p>	<p>複数・個人</p> <p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p>	<p>教室のような空間。小さなブースのような空間や小教室。</p> <p>教室のような空間。小さなブースのような空間や小教室。</p> <p>軽運動のできる空間</p> <p>軽運動のできる空間</p> <p>教室のような空間。小さなブースのような空間や小教室。</p> <p>教室のような空間。小さなブースのような空間や小教室。</p>	<p>会議室</p> <p>会議室 (相談室)</p> <p>会議室・和室</p> <p>会議室</p> <p>会議室</p> <p>会議室 (相談室)</p>
<p>⑧ 交流拠点</p>	<p>日常の居場所が多い</p>	<p>避難場所を確保したい</p> <p>防災に関する知識を身につけたい</p> <p>談話・休憩をしたい</p> <p>複数人でお弁当を食べたい</p>	<p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p> <p>複数</p>	<p>談話・休憩が可能なリビングのよ</p> <p>教室のような空間。小さなブースのような空間や小教室。</p> <p>談話・休憩が可能なリビングのよ</p> <p>教室のような空間。小さなブースのような空間や小教室。</p>	<p>多世代交流スペース</p> <p>会議室</p> <p>和室・多世代交流スペース</p> <p>多世代交流スペース</p>

提供サービス	想定されるニーズ①	想定されるニーズ②	利用人数	それを可能とする空間	機能
<b>⑨ 運営維持管理のための機能</b>	運営をする			事務機器が使える事務的空間。配線設備の用意が必要。	事務室、更衣室、ロッカー、シャワー室
	広報等の印刷			事務機器が使える事務的空間。配線設備の用意が必要。	印刷室
	備品の備蓄			倉庫	倉庫
	清掃			倉庫	倉庫
	空調設備			倉庫	倉庫
	警備員			事務機器が使える事務的空間。配線設備の用意が必要。	事務室、更衣室、ロッカー、シャワー室
	トイレ			トイレ	トイレ
	授乳室・おむつ替え			トイレ	トイレ・キッズスペース
	エレベーター			エレベーター	エレベーター
	防犯カメラ			事務機器が使える事務的空間。配線設備の用意が必要。	事務室

## 第二節 施設機能・規模の検討

### 1 公民館部分

既存公民館の現状等を踏まえ、行政サービスの公平性を考えながら、面積を増減する必要があります。

### 2 複合部分

市全体の施策や、個別施設計画を考慮して決定します。

### 3 その他

公民館機能や複合機能以外の市民にとって便利な機能を設けることも検討しています。子どもから高齢者まで世代コミュニケーションが可能となるゾーンや、障害福祉関係者との交流を図ります。

### 4 施設整備案

検討を踏まえ、下記のとおり整備します。

## ■(仮称)第Ⅰ中央生涯活動センター導入機能・規模検討(案)

○事業エリア施設	区分	面積(約)	整備方針・機能
①多世代交流スペース	新規	200㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に訪れることができる環境を整備</li> <li>・子育てする保護者や地域活動を行う団体・ボランティア等の活動や交流の場として利用できる場所</li> </ul>
②展示コーナー(ロビー)	既存	50㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の作品などの展示</li> <li>・ロビーの一角にケースを設置</li> <li>・開放的で気軽に入ることができる空間</li> </ul>
③市民活動支援センター	既存	24㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の支援</li> <li>・ボランティア関連施設</li> <li>・単独の相談窓口、ロッカーを設置</li> </ul>
④障害相談センター (障害福祉会館)	既存	24㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者との交流や障害者支援相談</li> <li>・単独の相談室(会議室)、事務室として区切る</li> </ul>
⑤キッズコーナー (自動販売機コーナー) (乳児コーナー) (授乳室) (図書コーナー)	新規	80㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児、就学前の児童が身体を動かして自由に遊べる安全なスペース</li> <li>・絵本や児童図書、中高生までが楽しむことができる図書コーナーの設置</li> <li>・読み聞かせを行う場</li> <li>・親子で楽しめる空間</li> <li>・授乳やおむつ替えのスペース等の確保</li> <li>・自動販売機にて、軽食や飲料を販売</li> <li>・床は、クッション性のあるものを使用</li> </ul>
⑥会議室(4)	既存	64㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムでタブレット予約可能</li> <li>・分割して小会議室としても利用可能</li> <li>・結合して大会議室としても利用可能</li> <li>・強制換気機能を備え、防音、防振室の検討</li> </ul>
⑦小会議室(5)	既存	32㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムでタブレット予約可能</li> <li>・分割して小会議室としても利用可能</li> <li>・結合して大会議室としても利用可能</li> <li>・鏡を設置して軽い運動が可能な空間とする</li> <li>・強制換気機能を備え、防音、防振室の検討</li> </ul>
⑧相談室(3)	既存	24㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアルタイムでタブレット予約可能</li> </ul>

⑨美術室	既存	50 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のプライバシーが確保され、障害者団体や市民活動団体による、子どもたちや保護者からの相談にも対応</li> <li>・高校生の部活で使用することも可能</li> <li>・親子絵画教室などで利用するスペース</li> <li>・工作体験や親子で創作活動等を行うスペース</li> <li>・給排水施設の設置</li> </ul>
⑩料理室	既存	50 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※中央公民館は 33.12 m<sup>2</sup></li> <li>・厨房設備の設置</li> <li>・子どもの利用に配慮した設備</li> <li>・食育指導等に利用できる仕様</li> </ul>
⑪和室	既存	64 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※東公民館は 64 m<sup>2</sup></li> <li>・茶道、華道など親子で活動等を行うスペース</li> <li>・静養室として使用することも可能</li> <li>・畳の上でヨガ教室なども開催可能</li> </ul>
⑫学習スペース	新規	96 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話、PC 充電機能（コンセント）あり</li> <li>・パソコンを設置</li> <li>・Wi-Fi 環境を整備</li> <li>・パーティションによりソーシャルディスタンスを確保</li> </ul>
⑬大ホール	既存	320 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控室（倉庫）の機能</li> <li>・天井は高めとする</li> <li>・ステージや緞帳は不要</li> <li>・強制換気機能を備え、防音、防振室とする</li> </ul>
⑭屋上スペース	新規		<ul style="list-style-type: none"> <li>※市民ホールは約 260 m<sup>2</sup>（舞台・照明・グランドピアノ有）</li> <li>・緑化を行い開放。イベントを実施も可能。花火大会においては観覧席とする。</li> <li>・カフェなどの機能を入れる事を検討。</li> <li>・建物の温度上昇を軽減しヒートアイランド現象を緩和</li> </ul>
	小計	1,446 m <sup>2</sup>	
【共有機能等】			
事務室	既存	954 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者の執務スペース</li> <li>・警備員室も完備</li> </ul>
給湯室	既存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室に付帯、電気式。</li> </ul>
印刷室	既存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体など、施設利用者が利用できる印刷室</li> </ul>
倉庫	既存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材置き場として使用</li> </ul>
ロッカー室	既存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用団体用。有料とする。</li> </ul>
トイレ	既存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オストメイト等に配慮した多目的トイレとする。</li> <li>・各フロアに 30 m<sup>2</sup></li> </ul>
エレベーター	既存		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡付きカーゴにより、車いす使用者が乗車可能</li> <li>・外部から直接 2F に行けるものとする</li> </ul>
防災拠点機能	新規		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川氾濫時等の垂直避難受け入れ体制の整備</li> </ul>
合計		2,400 m <sup>2</sup>	

※参考

国土交通省新庁舎面積算定基準による算定

区分			職員数	換算率	基準面積	算出面積	補正後 (1.1倍)	
執務面積	市民活動支援センター (所長+7名 計8名在籍)	課長級	1	2.5	3.3	8.3	9.1	
		事務員	1	1	3.3	3.3	3.6	
	小計					11.6	12.7	
	障害相談センター (所長+2名 計3名在籍)	課長級	1	2.5	3.3	8.3	9.1	
		事務員	1	1	3.3	3.3	3.6	
	小計					11.6	12.7	
	※一般事務室 及び応接室 ※地方小官署 (県単位以下)	組合事務室	課長級	1	2.5	3.3	8.3	9.1
		計14名在籍	補佐級	1	1.8	3.3	5.9	6.5
			係長級	2	1.8	3.3	11.9	13.1
			一般級	10	1	3.3	33.0	36.3
小計					59.1	65.0		
合計 (A)					82.2	90.4		
付属面積	機能		設置階層	設置数	基準面積	算出面積	補正後	
	会議室	会議室	2.3	4	64	256	281.6	
		小会議室	1.2	5	32	160	176	
		相談室	1	3	24	72	79.2	
	学習スペース		3	1	96	96	96	
	美術室	※中央公民館は33.12㎡	2	1	50	50	50	
	料理室	※東公民館を参考	2	1	50	50	50	
	和室	8畳程度	2	2	32	64	64	
	キッズスペース		1	1	70	70	70	
	カフェ (自販機)		1	1	20	20	20	
	大ホール		3	1	320	320	320	
	交流スペース		1	1	200	200	200	
	展示コーナー		1	1	50	50	50	
	倉庫	執務面積 (補正前) × 13%					10.68	
	湯沸かし室	6.5㎡～13㎡を標準					10	
	便所及び洗面所	36㎡ (東公民館) + 4㎡ (多目的トイレ)	各階	3	40	120	120	
	合計 (B)						1597.5	
設備関係	機械室 ※施設外	(冷暖房・小規模庁舎)	2,000㎡以上は176㎡			176		
	電気室 ※施設外	(冷暖房・高圧受電)	2,000㎡以上は78㎡			78		
	合計					254		
交通部分	玄関、廊下、階段等	執務面積+(B)+(C) の35%		(B)+(C)= 1851.48				
	合計 (C)					648.0		
その他	大ホール用倉庫・防災倉庫等	※業務支援機能				80		
	合計 (D)					80		
総建築面積		(A)+(B)+(C)+(D)				2415.9		

## ■建設位置（案）



建築面積については、利用者動線や各機能の配置、大ホール等の使い勝手を考慮した場合、少なくとも施設の一辺が 20m程度必要となります。そこで、現況の駐車場区画や駐車場内の動線及び日影規制等に影響の少ない方法を検討し、縦 40 メートル、横 20 メートルの 800 m<sup>2</sup>程度を想定しました。

施設の各機能については、前述の「(仮称)第 1 中央生涯活動センター導入機能・規模検討（案）」のとおり、2,400 m<sup>2</sup>程度必要となるため、施設規模としては、一階層当たり 800 m<sup>2</sup>の 3 階層となります。

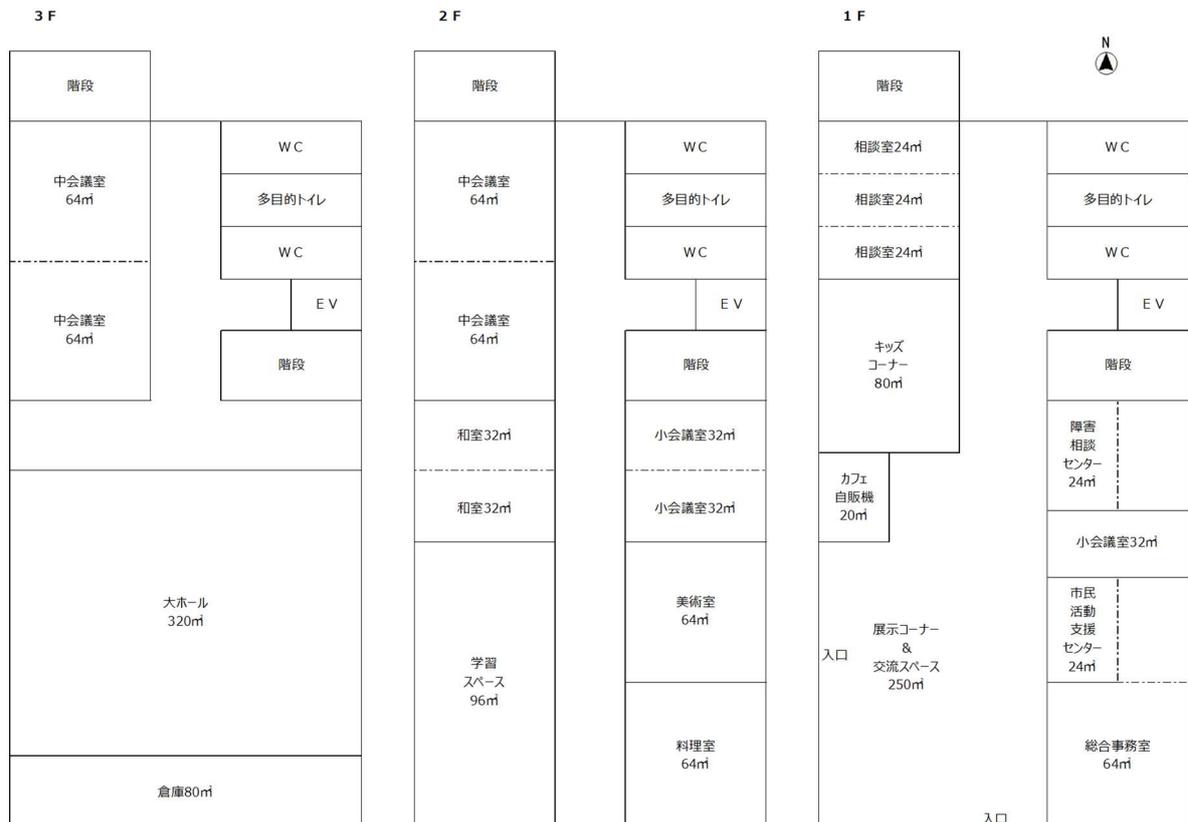
## ■施設規模

建築面積：800 m<sup>2</sup>程度  
延床面積：2,400 m<sup>2</sup>程度  
階 層：3 階層

## ■建設イメージ



## ■導入機能・規模配置(案)



※参考

会議室概算面積一覧

本庁舎		市民活動支援センター	
701	32 m <sup>2</sup>	会議室	57 m <sup>2</sup>
603 東	126 m <sup>2</sup>	オフィススペース	7 m <sup>2</sup>
603 西	61 m <sup>2</sup>	事務室	30 m <sup>2</sup>
302	50 m <sup>2</sup>	印刷作業室	30 m <sup>2</sup>
303	61 m <sup>2</sup>	ロッカー室	30 m <sup>2</sup>
施設マネジメント課	59 m <sup>2</sup>	キッズスペース	15 m <sup>2</sup>
施設マネジメント課+廊下	72 m <sup>2</sup>	障害福祉会館	
中央公民館		第一会議室	49.9 m <sup>2</sup>
展示ホール	110 m <sup>2</sup>	第二会議室	25.9 m <sup>2</sup>
実習室	68 m <sup>2</sup>	和室	32.6 m <sup>2</sup>
大ホール	260 m <sup>2</sup>	東公民館	
2の1	52 m <sup>2</sup>	中会議室1	62 m <sup>2</sup>
2の2	31 m <sup>2</sup>	※倉庫	12 m <sup>2</sup>
2の3	31 m <sup>2</sup>	中会議室2	86 m <sup>2</sup>
和室	41 m <sup>2</sup>	※倉庫	13 m <sup>2</sup>
料理教室	64 m <sup>2</sup>	小会議室1	41 m <sup>2</sup>
3の1	62 m <sup>2</sup>	小会議室2	44 m <sup>2</sup>
3の2	31 m <sup>2</sup>	和室	36 m <sup>2</sup>
3の3	62 m <sup>2</sup>	調理室	64 m <sup>2</sup>
和室	42 m <sup>2</sup>	トイレ	36 m <sup>2</sup>
美術室	33 m <sup>2</sup>	多目的トイレ	4 m <sup>2</sup>
倉庫	14 m <sup>2</sup>	給湯室	10 m <sup>2</sup>
商工会館		エレベーター	9 m <sup>2</sup>
大ホール	180 m <sup>2</sup>	事務室	41 m <sup>2</sup>
2の1	34 m <sup>2</sup>	談話ホール	44 m <sup>2</sup>
2の2	34 m <sup>2</sup>		
2の3	57 m <sup>2</sup>		
3の1	50 m <sup>2</sup>		
3の2	34 m <sup>2</sup>		
3の3	100 m <sup>2</sup>		

## 第二章 施設計画と空間構成

### 第一節 施設計画の留意点

- 各機能への影響を最小限に抑えたゾーン分け、分かりやすい動線・出入口の設置
- 新型コロナウイルス感染症対策による、新生活様式への対応
- 交流拠点機能の効率化（複合効果の期待）
- 開所時間・曜日の違い（年中無休のゾーン及び土日休みのゾーン）
- 防犯対策や防災対策（災害時の避難所などとしての機能を付加）
- 交通渋滞への対策（市役所への侵入道路や敷地内導線の効率化）
- 安全かつ十分な駐車場の整備（施設及び市役所利用者への配慮）
- 公共交通ネットワークの整備（ゆうゆうバスのバス停位置の最適化）
- 周辺地域に溶け込む外観（周辺になじみ、本庁舎建て替え時にも違和感のない外観）
- 市役所及び中央公園等周辺との関係・景観に配慮し一体感を高めることで公共の交流拠点として整備
- 子どもから高齢者まであらゆる人々の利用に配慮（施設内はバリアフリーとし、子供用トイレやおむつ替えスペースも配置する等）

### 第二節 施設配置

- 市役所隣接地に建設することで、利便性の向上を図ります。
- 立体的に緑化が施され、周囲の空間との調和を図ります。また、屋上も庭園とし、ガーデンや菜園などを検討し、建物内の温度上昇を抑制します。
- 防災拠点機能を付加させることで、災害時の役割を持たせます。大雨や河川氾濫時の迅速な垂直避難に寄与します。

### 第三節 空間構成

- 建設予定地は駐車場であり、駐車台数確保の観点から敷地面積を広く取れないため、地上1階～3階の建物とします。
- 1階部分はエントランスとし、誰もが使いたい、使いやすい施設としての特徴でもある、交流スペースを設け、多世代、異分野交流を図ることを可能とします。
- 2階部分は公民館機能や学習スペースを兼ね備えた、生涯活動が可能な場所とし、自己研鑽や新たな魅力の創出の場とします。
- 3階部分は会議室や大ホールとし、研修等の開催や参加に最適となる落ち着いた空間とします。
- 屋上を緑空間や日の当たる健康空間とし、施設全体で誰でも利用できる世代や分野を越えて交流を図ることを可能とします。
- 各機能の配置は、公民館機能と複合機能相互にとって最も効率のよい配置をとり、相互利用を促します。また、相談室など、交流を抑制する機能については、フロアで仕切ります。

## 第四節 構造計画

### 1 構造性能

本建物は、地震時等における避難施設となることが検討されています。また、公共の施設であることから、民間の一般建築物よりも耐震安全性に優れていることが望ましく、Ⅱ類の重要度係数を採用することが考えられます。詳細については、今後の基本・実施設計段階で検討を行います。

#### ■耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：国土交通省 HP

### 2 主体構造

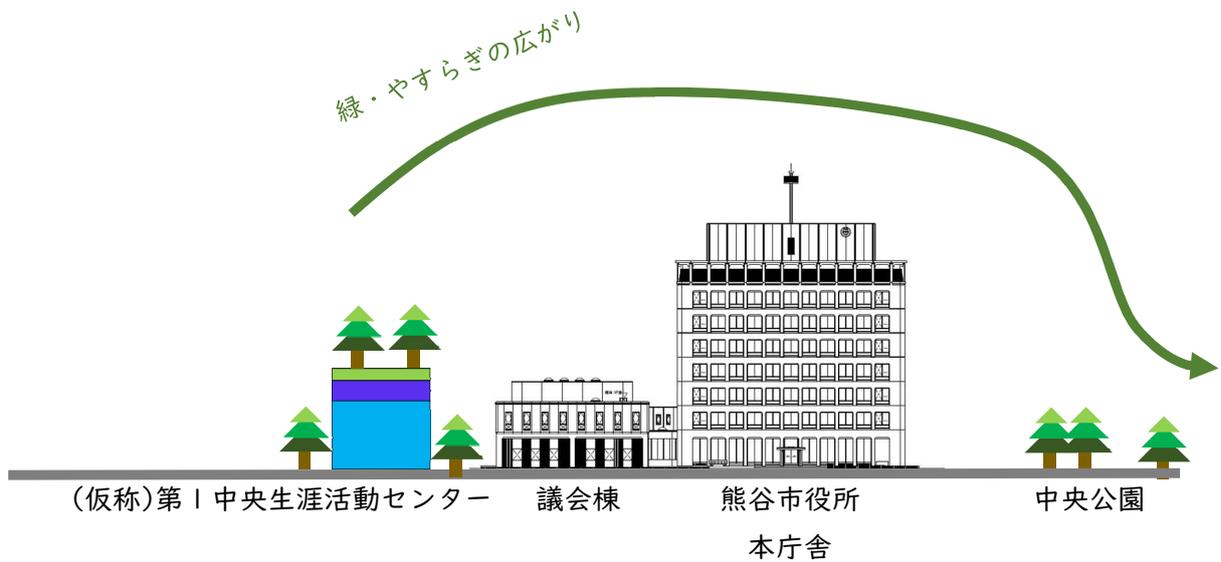
本計画での採用が考えられる構造種別は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、PC造などですが、形態の自由度、遮音性能、耐久性、経済性などから「鉄筋コンクリート造」が候補として考えられます。詳細については、今後の基本・実施設計段階で検討を行います。

### 3 基礎

本計画地一帯の土質は、水分を多く含んだ砂質系の地盤と考えられます。このため、地震時における液状化の心配があり、周面摩擦は期待できないことから摩擦杭は不向きとの考え方が強いと思われます。液状化の判定及び杭工法の詳細については、地盤調査の結果により確認する必要があります。詳細については今後の基本・実施設計段階で検討を行います。

## 第五節 施設イメージ

空間構成から、施設イメージを作成しました。低層でのびやかな空間を基本とし、各所への緑の配置を行うことで、中央公園まで一体となった緑やもたらされるやすらぎをもって暑さ対策を施した熊谷市にふさわしい施設を目指します。



## 《 参考資料 》

- ・熊谷市施設マネジメント推進委員会規程
- ・（仮称）第1中央生涯活動センター整備検討会検討経過

## 熊谷市施設マネジメント推進委員会規程

### (設置)

第1条 現に進行する人口減少及び少子高齢化並びにこれらによって規定される将来の財政状況等を勘案しつつ、可能な限り住民サービスの維持・向上を図ることを目標として、市が保有・管理する公共施設の保全、更新、統廃合等を総合的かつ計画的に推進するための組織として、熊谷市施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 施設マネジメントに関する調査及び研究
- (2) 施設マネジメントに関する計画の策定及び更新に係る案の作成
- (3) 前2号のほか、委員会の設置目的達成のために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員若干人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。

4 委員は、熊谷市経営戦略会議規程（平成19年訓令第52号）第3条第1項の規定により市長が指名した職員（教育長を除く。）をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 第1項の規定にかかわらず、経営戦略会議の開催に合わせて委員会の会議を開催するときは、委員長は、会議の招集手続を省略することができる。

第6条 削除

第7条 削除

### (分野別検討会)

第8条 分野別の計画案等について必要に応じ検討するため、分野別検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 各検討会の名称、主な対象施設又は所管事項、構成部署等は、おおむね別表1及び2のとおりとする。

3 各検討会に検討会会長及び検討会委員若干人を置く。

4 検討会会長は、別表に定める代表課の長とする。

5 検討会委員は、別表に定める構成部署の長又は担当副参事とする。

6 検討会会長は、その必要があると認めるときは、検討会委員以外の職員の検討会への出席を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会委員に協議の上、検討会会長が定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部施設マネジメント課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成26年3月27日決裁)

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日決裁)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日決裁)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月7日決裁)

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日決裁)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日決裁)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（第 8 条 関係）

No.	名称	主な対象施設又は所管事項	構成部署
1	庁舎等検討会	庁舎（江南複合施設を含む。）、男女共同参画推進センター【ハートピア】、独立の倉庫	施設マネジメント課、◎庶務課、男女共同参画室、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター、選挙管理委員会事務局
2	行政施設等検討会	出張所・連絡所、パスポートセンター、環境美化センター、土地区画整理事業関係施設、維持課分室、その他の施設・建物	◎施設マネジメント課、スポーツ観光課、市民課、パスポートセンター、環境美化センター、土地区画整理事務所、維持課、大里行政センター、妻沼行政センター
3	市民文化施設検討会	コミュニティ施設及び市民活動支援センター、公民館、スポーツ・文化村【くまびあ】、老人憩の家、地域コミュニティセンター、障害福祉会館、商工会館、その他の市民文化施設	◎市民活動推進課、長寿いきがい課、障害福祉課、商工業振興課、農業振興課、江南行政センター、社会教育課、中央公民館、妻沼中央公民館
4	社会教育施設検討会	ホール、図書館、博物館的施設、歴史公園	◎社会教育課、妻沼中央公民館、文化会館、熊谷図書館、プラネタリウム館、江南文化財センター
5	人権施設検討会	隣保館（春日文化センター）、集会所	◎人権政策課、保育課、社会教育課
6	保健福祉施設検討会	保健施設、急患診療所、心身障害児通園施設（あかしあ育成園）	◎健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、保育課
7	水浴施設検討会	健康保持増進施設（健康スポーツセンター）、老人福祉センター、市民プール	◎健康づくり課、長寿いきがい課、障害福祉課、公園緑地課、教育総務課、学校教育課
8	産業施設検討会	めぬま有機センター、大里穀類乾燥調製施設、その他の加工施設等、道の駅、勤労者福祉施設	◎商工業振興課、東部地域開発推進室、農業振興課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
9	消防施設検討会	消防署・分署、消防団車庫	◎消防総務課、警防課
10	環境施設検討会	し尿処理施設、廃棄物処理施設、水族館（ムサシトミヨ保護センター）、公衆トイレ、一般廃棄物最終処分場、旧妻沼清掃センター、その他の環境施設	スポーツ観光課、◎環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター
11	防災・河川施設検討会	準用河川、排水機場、防災倉庫、水防倉庫	◎危機管理課、管理課、河川課、大里行政センター、妻沼行政センター

No.	名称	主な対象施設又は所管事項	構成部署
12	公園・スポーツ施設検討会	都市公園、屋内スポーツ施設、屋外スポーツ施設、都市公園以外の公園、緑化センター	スポーツ観光課、商工業振興課、◎公園緑地課
13	公共交通施設等検討会	立体駐車場（本町駐車場）、平面駐車場、自転車駐車場（駐輪場）、自由通路、屋根付きバス待合所、熊谷駅前防犯センター安心館	◎企画課、安心安全課、商工業振興課、都市計画課、維持課
14	葬斎施設検討会	葬斎施設（集会室を含む。）	市民課、◎葬斎施設
15	学校施設検討会	小・中学校、学校給食センター、幼稚園	施設マネジメント課、◎教育総務課、学校教育課
16	子育て支援施設検討会	保育所、児童館・児童クラブ、地域子育て支援拠点	◎こども課、保育課
17	市営住宅検討会	市営住宅	安心安全課、生活福祉課、◎営繕課
18	上下水道施設検討会	<u>上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設</u>	環境推進課、 <u>農地整備課</u> 、◎ <u>経営課、水道課、下水道課</u>
19	道路・橋梁検討会	<u>道路・橋梁</u>	管理課、道路課、◎維持課
20	公共施設等総合管理検討会	スクールバスを含む地域公共交通の充実・再編、財源確保・財政平準化、使用料等の見直しなど	企画課、財政課、◎施設マネジメント課
21	都市整備等検討会	地域防災計画、都市計画マスタープラン等との調整、開発・建築・消防等の規制確認など	危機管理課、企画課、◎施設マネジメント課、都市計画課、開発審査課、建築審査課、営繕課、消防総務課
22	跡地利用検討会	売却等を含む施設跡地の活用方策検討、学校跡地への地域拠点施設整備など	◎施設マネジメント課、スポーツ観光課、市民活動推進課、教育総務課

（備考）1 検討会の代表課に◎印を付する。

2 対象施設又は構成部署のうち、個別施設計画を独自策定している施設又は部署に下線（実線）を付する。

3 市有施設でない対象施設（市としては個別施設計画を策定しないもの）に下線（破線）を付する。

別表2（第8条関係）

No.	名称	●集約等の主な対象施設 ⇒ ☆新規整備予定施設、○既存施設	構成部署
1	(仮称) 総合子育て支援施設等整備検討会	☆(仮称) こどもセンター ●荒川・銀座・石原・玉井の各保育所 ⇒ ☆(仮称) 中央保育所 ●熊谷保健センター、妻沼保健センター、母子健康センター ⇒ ☆新保健センター ●休日・夜間急患診療所(内科・小児科)、休日急患診療所(歯科) ⇒ ☆新休日・夜間急患診療所(内科・小児科)	施設マネジメント課、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、◎こども課、保育課
2	(仮称) 第1中央生涯活動センター整備検討会	●市民活動支援センター、障害福祉会館、商工会館、中央公民館 ⇒ ☆(仮称) 第1中央生涯活動センター	◎施設マネジメント課、市民活動推進課、長寿いきがい課、障害福祉課、商工業振興課、中央公民館
3	(仮称) 【アクアピア2】整備検討会	●老人福祉センター別府荘、周辺の小・中学校プール ⇒ ☆(仮称) 【アクアピア2】	施設マネジメント課、健康づくり課、長寿いきがい課、◎公園緑地課、教育総務課、学校教育課
4	市民体育館等再整備検討会	●市民体育館、荒川公園の一部(公園管理事務所を含む。) ⇒ ☆市民体育館跡地への整備予定施設等、○荒川公園の一部	企画課、施設マネジメント課、◎スポーツ観光課、都市計画課、公園緑地課

(備考) 検討会の代表課に◎印を付する。

(仮称) 第1中央生涯活動センター整備検討会検討経過

回数等	開催日時	会議内容
第1回	令和2年1月29日(水) 10時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)第1中央生涯活動センターについて</li> <li>○集約対象施設(既存施設)について</li> <li>○事業手法について</li> <li>○その他検討事項</li> <li>○今後のスケジュール</li> </ul>
整備手法検討部会	令和2年2月26日(水) 13時30分から	○(仮称)第1中央生涯活動センターへのPPP/PFI導入検討
整備手法検討委員会	令和2年4月10日(金) 10時30分から	○(仮称)第1中央生涯活動センターPPP/PFI検討部会報告
第2回	令和2年4月23日(木) 10時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)第1中央生涯活動センター開設に向けた課題の整理</li> <li>○PPP/PFI導入検討部会・委員会について</li> <li>○基本構想・基本計画策定業務について</li> <li>○その他検討事項</li> <li>○今後のスケジュール</li> </ul>
第3回	令和2年10月12日(月) 14時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施計画の内示結果</li> <li>○基本構想・基本計画</li> <li>○予算要求に向けて</li> <li>○その他検討事項</li> <li>○今後のスケジュール</li> </ul>
第4回 (予定)	令和3年2月10日(水) 13時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算の内示結果</li> <li>○基本構想・基本計画</li> <li>○その他検討事項</li> <li>○今後のスケジュール</li> </ul>

※参考

熊谷市ホームページ

第2次熊谷市総合振興計画（前期基本計画）「子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷～輝く未来へトライ～」

熊谷市都市計画図

熊谷市統計書

熊谷市個別施設計画

国土交通省ホームページ

熊谷商工会議所ホームページ

(仮称)第1中央生涯活動センター基本構想・基本計画（案）

令和3年3月策定

熊谷市総合政策部施設マネジメント課

048-524-1111（内線210）

